

平成 2 8 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 3 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 3 時 5 8 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成 2 8 年度市政執行方針演説
（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 6 8 号 赤平市情報公開
・個人情報保護審査会条例の制定
について
- 日程第 7 議案第 6 9 号 赤平市行政不服
審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 0 号 行政不服審査法
の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 1 号 赤平市職員の退
職管理に関する条例の制定につい
て
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 赤平市議会の議
員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 赤平市議会議員
の議員報酬及び費用弁償等に関す
る条例等の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 赤平市市税等の
特定滞納者等に対する特別措置に
関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 あかびら創生寄
附条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 赤平市人材育成

・定住促進奨学金貸与条例の制定
について

- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 赤平市高等学校
等通学費等支援条例の制定につい
て
- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 赤平市子ども医
療費助成に関する条例及び赤平市
重度心身障害者及びひとり親家庭
等医療費助成に関する条例の一部
改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 赤平市指定地域
密着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 赤平市指定地域
密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並びに指定地
域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の
一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 赤平市過疎地域
自立促進市町村計画の策定につい
て
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 公の施設の指定
管理者の指定について（福栄地区
集会所外 2 6 施設）
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 和解について
- 日程第 2 2 議案第 9 1 号 平成 2 8 年度赤
平市一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 9 2 号 平成 2 8 年度赤

- 平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 9 3 号 平成 2 8 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 9 4 号 平成 2 8 年度赤平市土地造成事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 9 5 号 平成 2 8 年度赤平市下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 9 6 号 平成 2 8 年度赤平市霊園特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 9 7 号 平成 2 8 年度赤平市用地取得特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 9 8 号 平成 2 8 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 9 9 号 平成 2 8 年度赤平市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 1 0 0 号 平成 2 8 年度赤平市水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 1 0 1 号 平成 2 8 年度赤平市病院事業会計予算
- 日程第 3 3 報告第 8 号 平成 2 7 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成 2 8 年度市政執行方針演説（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 6 8 号 赤平市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 9 号 赤平市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 0 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例の制定について

- 日程第 9 議案第 7 1 号 赤平市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 あかびら創生寄附条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 赤平市人材育成・定住促進奨学金貸与条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 赤平市高等学校等通学費等支援条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 赤平市子ども医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第19 議案第 81号 赤平市過疎地域
自立促進市町村計画の策定について
- 日程第20 議案第 82号 公の施設の指定
管理者の指定について（福栄地区
集会所外26施設）
- 日程第21 議案第 83号 和解について
- 日程第22 議案第 91号 平成28年度赤
平市一般会計予算
- 日程第23 議案第 92号 平成28年度赤
平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第 93号 平成28年度赤
平市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第 94号 平成28年度赤
平市土地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第 95号 平成28年度赤
平市下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第 96号 平成28年度赤
平市霊園特別会計予算
- 日程第28 議案第 97号 平成28年度赤
平市用地取得特別会計予算
- 日程第29 議案第 98号 平成28年度赤
平市介護サービス事業特別会計予
算
- 日程第30 議案第 99号 平成28年度赤
平市介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第100号 平成28年度赤
平市水道事業会計予算
- 日程第32 議案第101号 平成28年度赤
平市病院事業会計予算
- 日程第33 報告第 8号 平成27年度定
期監査及び財政的援助団体監査報
告について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君
2番 五十嵐 美知 君
3番 植村 真美 君

- 4番 竹村 恵一 君
5番 若山 武信 君
6番 向井 義擴 君
7番 伊藤 新一 君
8番 獅畑 輝明 君
9番 御家瀬 遵 君
10番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市 長 菊島 美孝 君
教育委員会委員長 山本 由美子 君
監査委員 早坂 忠一 君
選挙管理委員会
委員長 壽崎 光吉 君
農業委員会会長 田村 元一 君
-
- 副市長 伊藤 嘉悦 君
総務課長 町田 秀一 君
企画財政課長 伊藤 寿雄 君
税務課長 下村 信磁 君
市民生活課長 野呂 道洋 君
社会福祉課長 永川 郁郎 君
介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
商工労政観光課長 林 伸樹 君
農政課長 菊島 美時 君
建設課長 熊谷 敦 君
上下水道課長 杉本 悌志 君
会計管理者 中西 智彦 君
あかびら市立病院
事務長 實吉 俊介 君
-
- 教育委員会 教育長 多田 豊 君
" 学校教育
課長 相原 弘幸 君
" 社会教育
課長 蒲原 英二 君
-
- 監査事務局長 大橋 一 君
-
- 選挙管理委員会
事務局長 町田 秀一 君

農業委員会
事務局 長 菊島美時君

○本会議事務従事者

議 会 事務局 長 栗山滋之君
" 総務議事 野呂律子君
" 担当主幹
" 総務議事 安原敬二君
係 長

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成28年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番竹村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの16日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は34件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成27年第4回定例会以降平成28年3月2日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略について申し上げます。平成26年11月に公布されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、これまで本市におきましても人口減少対策に向けた地方版総合戦略の策定に取り組んでまいりました。昨年7月に産官学金労の代表者で構成される戦略会議、さらに50歳以下で構成されるみらい部会を発足し、市長より本市の総合戦略に対する諮問を行ったところですが、同年11月に答申をいただき、その後答申内容を十分尊重しながら行政内においても検討を重ね、住民説明会及びパブリックコメントを経て本年1月29日に赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略並びに赤平市人口ビジョンが完成いたしました。完成に当たり、これまで戦略会議、みらい部会の両会議の委員におかれましてはご多忙の中、熱心な議論を重ねていただいたことに改めて感謝を申し上げます。今後におきましては、策定いたしました赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策を確実に実行するため、市民の皆様を初め企業や団体等と行政が一体となってオール赤平で取り組み、人口減少対策に努めてまいります。

次に、学生地域定着推進広域連携協議会の設立について申し上げます。江別市内に所在する北翔大学、酪農学園大学、札幌学院大学、北海道情報大学の4大学と江別市及びその周辺の市町に大学が存在しない空知管内の赤平市、芦別市、三笠市及び南幌町、由仁町、長沼町、栗山町の4市4町が連携し、学生の地域定着と人材育成を推進するとともに、各市町の活性化を目的とした学生地域定着推進広域連携協

議会が昨年12月16日に設立されました。これに伴い、今後は4大学の学生が地元企業においてインターンシップを行うなど各種連携事業に取り組み、学生自身のスキルアップやまち並びに企業等に対する関心を深めていただき、赤平市在住への創出機会となるよう努めてまいります。

次に、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は、12月中旬まで気温が高く、降雪量は平年の5割程度と非常に少ないことから、比較的過ごしやすい状況にありましたが、それ以降はほぼ平年並みの降雪量となったことから、2月末現在での降雪量は平年より少ないものの、積雪深は2割程度多い状況となっております。除雪状況につきましては、降雪量に比較し出動基準となる降雪日数が多かったことや2月中旬の連続した降雨による影響等もあり、2月の除雪出動回数がここ20年で最大となる9回と多かったことから、これまで24回と昨年より9回多く、平年比では6回程度多い状況にあり、今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を与えぬよう効果的な除排雪作業に努めてまいります。

次に、赤平市産業振興人財育成事業について申し上げます。赤平市産業振興人財育成事業につきましては、赤平市産業振興企業協議会が主体となり、市内企業から13名のメンバーを輩出していただき、リーディングスタッフトレーニングとして産業フェスティバルでの企業PRや先進企業マネジメント研修など本年度も精力的に活動してまいりました。本年2月26日には、交流センターみらいにおいて著書「人と組織を強くする交渉力」など多数の執筆活動や企業研修などの講師としてご活躍されております早稲田大学研究所招聘研究員の鈴木有香氏を講師にお招きし、「Win—Winコミュニケーション～ポジティブな感情を導く～」と題して講演会を開催いたしました。当日は、市内企業などから160名を超えるご参加をいただき、参加型の研修を受け、対人コミュニケーションのスキルの習得に熱心に耳を傾けておられました。今後は、3月に行われる報告会議を

もって本年度の最終事業となり、メンバーの各企業でのこれからの活躍に期待するところであります。

次に、特産品小包セットの販売について申し上げます。流通ルートの発掘と特産品の販売を推進することを目的として発足いたしました赤平市特産品推進協議会におきまして、赤平産の特別栽培米のゆめぴりかときたくりんをメインとし、Aセットは無添加手づくりみそ、トマトジュース、Bセットはお菓子の詰め合わせ、Cセットはジンギスカン、ホルモンの3種類の特産品小包セットを昨年12月に販売いたしました。予定の300セットを上回る361セットの注文をいただき、12月11日に全国へ向け発送し、好評を得たところであります。今後も赤平市特産品推進協議会を中心といたしまして、赤平の特産品を広くPRしてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。昨年の交通安全運動は、5月の春の交通安全運動に始まり、4期40日間にわたり実施したところであります。北海道における平成27年の交通事故発生件数は1万1,123件、負傷者数1万3,117人といずれも前年より減少し、また交通事故死者数は177人となり、13年連続で全国ワーストワンを回避し、前年と比較すると8人増加となりましたが、62年ぶりに200人を割り込んだ平成23年と比較しても13人の減少となったところであります。本市における平成27年の交通事故件数は7件となり、前年より5件の減、負傷者数は8人で、前年より10人減少いたしました。とうとい命が失われることなく、本年2月11日に交通事故死ゼロ800日を達成したところであります。改めて子供や高齢者の事故ゼロ、交通死亡事故抑止及び飲酒運転の撲滅に重点を置き、交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全運動を推進しているところであります。今後も交通安全団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告を申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、赤平市立中学校統合に伴う統合校舎の建設の基本設計についてであります。現在計画作成の最終段階を迎えており、新校舎の具体的な間取りの検討を重ねており、今月末の基本設計完成に向け精力的に協議を行っているところです。

次に、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として行われた全国体力・運動能力、運動習慣等調査ですが、その結果が12月11日、文部科学省から発表されました。本市の結果については、小学校では全道との比較で下回っておりますが、前年度より改善の傾向があり、特に男子ではその差が小さくなっております。中学校では、男女とも全道を上回っており、男子は全国比でも僅差となっております。今後も同じ種目で行われる新体力テストの全学年での実施やその結果分析により、本市の子供たちの体力の増進に努めてまいります。なお、道教委による北海道版結果公表については、昨年に引き続き本市の結果公表について同意をすることといたします。

次に、総合教育会議の開催についてであります。この会議は、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設置が義務づけられたもので、市長が座長となり、市長と教育委員をもって構成する会議であります。8月に続き、第2回目の会議を12月15日開催いたしました。今回の会議においては、平成28年度予算における重点事業を中心に赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略における教育関係施策などについて市長と教育委員が意見交換を行い、今後の教育施策の執行のために資する会議としたところです。

次に、赤平中央中学校校舎の耐震診断についてで

あります。国の耐震改修促進法の改正による耐震診断の義務化により、このたび中央中学校校舎の耐震2次診断を行いました。結果については、既に議会議行政常任委員会で報告したところですが、このたび保護者説明会を2月29日、中央中学校、3月2日に茂尻小学校において行いました。今後ともより安全、安心な学校施設の運営に向け、保護者との理解を深めるよう努めてまいります。

次に、平成28年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。まず、小学校につきましては、全児童数が339名となり、平成27年度と比較して14名の減となる見込みです。新年度の新入学児童は、3小学校で57名の見込みです。学級編制につきましては、普通学級は全体で18学級となり、前年度と変更はありません。中学校につきましては、全生徒数が218名となり、平成27年度と比較し23名の減となる見込みです。学級編制では、普通学級は平成27年度と同数の9学級となる見込みです。また、特別支援学級につきましては、小学校3校で児童数は14名の見込みであります。平成27年度と比較して4名の減で、学級編制では6学級となり、昨年度比で1学級の減となる見込みです。中学校の特別支援学級につきましては、2校で生徒数11名の見込みであり、平成27年度と比較しますと生徒数は3名の増となりますが、学級編制では6学級となり、増減はない見込みです。

次に、赤平幼稚園についてであります。新規の入園希望者と合わせて3歳児11名、4歳児26名、5歳児20名の計57名となる見込みです。昨年度と比較しますと3歳児で8名の減、4歳児が7名の増、5歳児で10名の減となり、合わせて11名の減となる見込みであります。

次に、いじめの根絶を目指す赤平市子ども会議についてであります。1月15日、市コミュニティセンターに本市の小中学校の児童生徒13名が集まり、望ましい人間関係づくりのための話し合いをするとともに、みんなで協力してよりよい学校生活を築くため各小中学校の仲よし活動について交流し、いじめ

のない明るい学校の実現のため協議を行いました。会議では、最後にいじめ根絶のため宣言文を採択し、有意義のうちに終了したところです。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。昨年に引き続き、今般本市の児童生徒、保護者、教職員の全員に体罰の有無に関するアンケート調査を行いました。本市の小中学校では、体罰と認められる事例はありませんでした。言うまでもなく体罰については学校教育法により禁止されているところですので、市教委としても調査結果のいかにかわからず、今後もその防止に万全を期するよう注意を喚起してまいります。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。今年度末をもって卒業する本市の中学3年生の進路については、従前同様各中学校を通じてきめ細かな進路指導を行ったところですが、卒業生82名については主に近隣市町の高校へ志願手続を完了したところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月10日、交流センターみらいで行われました平成28年赤平市新成人を祝う会であります。該当事者87名のうち73名の新成人が出席し、本年も静粛なうちにも華やかな式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第37回青少年健全育成百人一首大会が1月16日、ふれあいホールで行われ、小中学生4チーム18名の子供たちが参加し、大会が行われました。また、1月30日は、栗山町で開催された第19回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に当市より小学生1チーム、中学生2チームが参加し、熱戦を繰り広げましたが、残念ながら予選突破はかないませんでした。

次に、1月23日、総合体育館において第46回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が行われました。男子4チーム、女子4チーム、計72名の子供たちの参加があり、元気いっぱい汗を流しました。

次に、平成27年度赤平市青少年善行表彰についてであります。毎年赤平市青少年問題協議会において、

各団体より推薦いただいた団体、個人に対し表彰することとしておりますが、本年度の表彰は2月24日にとり行い、個人3名を表彰いたしました。

次に、東公民館関係について申し上げます。下期講座といたしまして、小中学生陶芸講座を2日間行いました。延べ18名の児童が参加し、マグカップを作成しました。また、市内の小中学生を対象とした第12回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月6日に東公民館で行われました。ことしは、これが一番をテーマとして小中学校合わせて264点の応募があり、その中から41名の入賞者が選ばれ、各学年ごとに最優秀賞ほか各賞の表彰を行いました。展示につきましては、今回から東公民館の展示の後、交流センターみらいでも1週間の展示を行いました。

次に、社会体育関係について申し上げます。2月21日、総合体育館にて第7回ニュースポーツ大会としてフロアカーリングを行いました。ダブルス16組32名の参加があり、終始楽しい大会となりました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第5 平成28年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（菊島美孝君）〔登壇〕 I はじめに
平成28年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の市政執行に関する私の所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私自身、民間企業経営の経験を持っておりますが、昨年市長に就任して初めて行政の世界に入り、様々な法律に基づいて市政運営が行われていることを改めて実感し、一方では、市の条例制定をはじめ、独自性を持った施策を展開することも可能であり、継続性と新規性の両輪を兼ね備えた成果を見出すことが重要であると考えております。

特に独自性や新規性については、まちの考え方に

よってまだまだ成長することができます。こののびしろを生かすことによって、まちの将来の発展に結び付けることができます。

そこで、日本国内においては、人口減少対策が最重要課題とされ、全国の自治体において、地方版総合戦略が策定され、本市においても、昨年、市外からの有識者を含む産官学金労の代表者による総合戦略会議並びに50歳以下で構成するみらい部会を立ち上げ、人口減少対策の施策に対する協議をいただき答申を受け、本年1月に「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」及び「赤平市人口ビジョン」を策定いたしました。

この計画こそが、本市の地域性や特色を生かした独自性と新規性の施策が位置づけられており、決して計画でとどまることなく、市民・企業者・団体の皆様のご協力を得ながらオール赤平で取り組み、将来の道筋を切り開くため、5年計画の弾みをつけるスタートの年として、全精力を挙げて参ります。

また、平成30年度までの第5次赤平市総合計画につきましても、市民の皆様と協議して策定された貴重な計画であります。重点プロジェクトとなる産業振興・少子化対策・住環境整備を中心に一体的な施策を展開するほか、医療・福祉・教育など、地域振興と市民の安全・安心な社会づくりを推進して参ります。

こうした重要施策を実現するためにも、企業や国・道・関係機関の協力並びに支援が必要となりますので、引き続き自らがトップセールスを行い、市民や企業等の思いを心からしっかりと伝えて、諸施策を推進して参ります。

以上、重点的施策の基本的な方針について申し上げましたが、これからのまちづくりは、行政主導だけでは成り立ちません。

行政は市民の皆様からの声を真摯に受け止め、知恵や発想を生かし、チャレンジ精神を持って実現する努力が必要でありますし、市民の皆様は、自らやれることは自らやっただく努力が必要です。

それが協働のまちづくりの基本であると思えます

ので、本年度におきましても、「みんなと考え共に行動するまちづくり」「市民力・産業力・行政力でまちを創生」を基本姿勢として、議員各位のご指導も賜りながら、今日抱える課題に対して、的確かつスピード感をもって取り組み、一方では、将来を見据えた施策を実行し、持続可能な地域社会を確立するため、あかびら創生の実現に向け邁進して参ります。

以下、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の4つの基本目標並びに「第5次赤平市総合計画」の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進して参ります。

II 主な施策

1 赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略

(1) 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興

人口減少や少子化の影響も受けて、地元企業における求人・求職がありながら、新規採用者が確保しきれず、就労者の確保が大きな課題とされています。

赤平市には「しごと」があるという強みを最大限に活かし、官民一体となって地元企業のPRや人材確保に努めることで、移住・定住を促進して参ります。

さらに、小規模な事業所を開設できるよう、起業家に対する支援を行います。

また、農業においては後継者不足により、農家数が減少していく傾向にあり、良質な米を中心とした地元農産物のさらなる拡大を図るため、生産から加工・販売までの6次産業化に向け、農業生産法人の市内への参入方法などを協議して参ります。

求人、求職の市町連携PRにつきましては、求人を募集している地元企業の人物にスポットを当て、企業紹介と就労支援並びに子育て支援等の本市における情報を掲載した地域情報誌を作成し、札幌市や空知管内の各大学、高校並びにジョブカフェ等に配布し、就職先としてのPRを行って参ります。

また、中空知定住自立圏構想として、圏域内の企業のヒアリングに基づいた、企業紹介の冊子及び動

画等の情報提供、企業見学・体験ツアー、就業・移住相談等の事業構築を市町連携で行います。

さらに、赤平高校が閉校となり、近隣市の高校へ通学している状況のため、近隣市の高校と協議し、合同企業説明会の開催に向け検討して参ります。

起業家への助成につきましては、市内に起業する小規模事業者に対して、起業に要する経費の一部を助成することにより、新規事業参入を促進し、新たな需要や雇用創出、移住定住の推進と地域活性化を図ります。

市内企業等就職者への助成につきましては、平成28年度から、学卒者及び市外から市内企業へ新規就労された方を対象として申請を受け付け、1年間勤務された後の平成29年度以降に就職祝い金として「まごころ商品券」を交付し、移住定住の促進と市内企業の雇用確保に寄与します。

奨学資金貸付金返還免除につきましては、現行の奨学資金制度のほかに、平成28年度から「赤平市人材育成・定住促進奨学金」を創設し、学資金支援のほかに学卒後に本市へUターンしていただき、市内企業に継続的に就労された方に対して返還金を免除することで、移住定住並びに地場産業振興を図って参ります。

学生地域定着推進につきましては、江別市内4大学と江別市並びに空知の3市4町が連携し、大学生が本市の企業に就職し、移住するきっかけとなるよう、大学の長期休暇を利用し、市内企業でインターンシップ事業として就業体験を実施するほか、まちを紹介して参ります。

農業生産法人につきましては、現状のままでは本市の農家数が減少し、遊休地や耕作放棄地が発生してくることが予想され、農業後継者を含めた法人化や企業参入によって、農業者人口を増やし安定的な営農に結び付けるよう協議します。

6次産業化につきましては、お米を利用した加工品やトマトを応用した物のほか、加工に適した野菜や果物の作付けなどについて、国の補助事業の活用を含め、食品加工センターの整備や新製品開発に結

び付けるため、農業者、JAたきかわ、JA女性部、市内飲食店並びに市内食品加工業者と協議して参ります。

(2) 若者が安心して子どもを生み育てられる地域づくり

本市を持続可能な地域社会として確立するには、子どもを生み育てやすい環境づくりを進め、若者に移住・定住していただくことで、将来のまちを築き上げていくことが重要です。

ひとり親世帯をはじめ、子育て世帯が出産から子育てまで安心して暮らせるための経済的支援やまち全体で応援できる環境整備に努めて参ります。

また、学校環境施設の充実を図るほか、基礎教育力を向上するため創意工夫を行って参ります。

子育て支援住宅の充実につきましては、学校区を中心とした地域で安心して子どもを産み育てられる居住環境を形成するため、子育てに適した広さや設備等を備えた住宅整備を目指し、豊丘町の吉野団地の建て替えに向けた基本設計の中で位置づけて参ります。

持ち家住宅建設、土地購入、中古住宅購入助成につきましては、持ち家住宅建設の促進、中古住宅の活用により、住環境の向上と移住定住人口の確保及び地域経済の活性化を目的として、持ち家住宅の建設及び購入に対して、建設費用等の一部を助成する「持ち家住宅建設等助成事業」や遊休市有地の有効活用により、持ち家住宅の建設に当たり、用地を購入ししやすい支援を行う「持ち家住宅土地購入助成事業」を創設して参ります。

民間賃貸住宅建設、リフォーム、家賃助成の継続につきましては、公的住宅は所得要件によって入居不可能な方もおり、一方では、民間賃貸住宅の割合が低いために住宅の選択肢が限られていることから、民間賃貸住宅の建設支援や居住性の向上により、若年層世帯等の移住定住促進や地域経済の活性化を目的として、民間賃貸住宅の建設費用の一部を助成する「民間賃貸住宅建設費助成事業」、既存の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成する「民間賃貸住

宅リフォーム助成事業」、若年層で結婚された世帯及び市外から転入された世帯で、民間賃貸住宅に入居した際に家賃の一部を助成する「民間賃貸住宅家賃助成事業」について、一部制度の助成額の見直しも含めて継続して参ります。

また、遊休市有地を有効活用し、民間賃貸住宅の建設に当たり用地を購入しやすい支援を行う「民間賃貸住宅土地購入助成事業」を創設して参ります。

子育て支援条例等の制定につきましては、オール赤平で子育てに関する理念や目的を共有し、行動していくための指針となることから、条例に関する市民参加型の組織を平成28年度に立ち上げ、基本的な考え方について協議して参ります。

中学生以下の医療費無料化の拡充につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減すると共に、子どもが安心して医療を受けられるように、平成28年度から医療費の無料化を18歳以下の未就労者等まで拡大し、子育て環境のさらなる充実に努めて参ります。

高校通学費助成につきましては、平成26年度で本市唯一の赤平高校が閉校となったことから、「高校通学費等助成」を創設し、就学に要する保護者の経済的負担を軽減して参ります。

ひとり親世帯への助成につきましては、平成28年度から、ひとり親家庭の児童が小学校、中学校、高等学校等に入学する際に入学支度金を助成し、さらに、民間賃貸住宅に入居しているひとり親世帯に対し、家賃の一部を「まごころ商品券」として交付し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。

子育て支援施策PRにつきましては、平成28年度からの子育てに関する新規・拡充の支援施策を含め、市内外に効果的に情報発信を行うため、動画やポスター、パンフレットの作成に向け協議して参ります。

I C T活用教育につきましては、情報通信技術の発展に伴い、時代変化に対応した電子黒板やパソコン、タブレット端末を整備しながら、学習内容を共有化することなどによって、学力向上と学習意欲の

向上に繋げて参ります。

小・中学校施設の充実につきましては、児童・生徒数の減少により、学校統合による教育環境の充実に努めておりますが、平成28年度は、統合中学校の新校舎建設に向けた実施設計並びに平成27年度からの繰越明許予算により、統合中学校のグラウンド整備・立木伐採工事を実施し、平成30年度に開校するための作業を進めて参ります。

また、小学校については、市内小学校の一体体制及び新校舎建設も含め、現行の小・中学校適正配置計画の変更について協議して参ります。

児童福祉施設の充実につきましては、公共施設等総合管理計画並びに児童福祉施設整備計画に基づき、幼保連携型認定こども園の創設や児童センター・児童館の統廃合について検討して参ります。

屋内遊戯施設の整備につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、遊休公共施設を活用し、子どもたちが遊び交流できる屋内遊戯施設の整備について検討して参ります。

(3) 高齢者が生きがいを持って安心して生活できるプラチナ社会の形成

本市は、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいることから、高齢者施設の充実に図ると共に、健康で生きがいを持って、安心して暮らせる地域社会づくりを進めて参ります。

また、高齢者が持つ技能や知識・経験などを活かし、様々な伝承活動を推進していきます。

サービス付き高齢者向け住宅整備につきましては、介護施設に入所しなくても、少しの支援があれば高齢者が安心して在宅生活ができるよう、民間事業者による整備を推進するため、支援方法を含め協議して参ります。

介護施設の拡充につきましては、市内事業者において既存の有料老人ホームの増設が計画されているため、実現に向け助言等の支援を行って参ります。

介護サービス施設専門職の養成につきましては、市内の介護事業者と連携し、介護関連職養成校への訪問等により、市内事業所の概要や実習施設として

の受入れを紹介し、新規就労者の確保に努めて参ります。

民間賃貸住宅家賃助成の拡充につきましては、これまで40歳未満の若者世帯を対象としておりましたが、さらに移住定住を促進するため、都市部を中心とした市外からの高齢者の転入についても対象とするため、転入者の年齢要件を廃止します。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、平成37年度に団塊の世代の方が75歳以上となることを見据え、地域包括ケアシステムの構築を進め、生活機能の維持・向上を図ると共に、高齢者が重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することを目指します。

また、今後は認知症高齢者の増加が見込まれており、医療・福祉との連携を進めると共に、介護事業者やNPO、ボランティア等と協力しながら、地域包括システムの構築を進めて参ります。

高齢者人材バンクにつきましては、各分野において、技能や能力、豊富な経験を持つ高齢者を人材バンクとして登録いただき、要請に応じて地域や企業、学校等で指導を行っていただきます。

健康づくり教室開催につきましては、町内会や老人クラブなどの地域組織に対し、保健師等による健康づくり教室を引き続き開催し、健康意識高揚の普及啓発に努めていきます。

また、地区担当保健師による訪問活動を実施し、支援が必要な高齢者には、医療や介護サービス等の利用に結び付けると共に、高齢者が元気に健康寿命を延ばし、安心して生活を送り続けられるよう、今後も支援を行っていきます。

地域医療の確保につきましては、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材を安定的に確保し、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めます。

また、外来、入院、人工透析、在宅医療の充実を図ると共に、高齢者が可能な限り地域で診療等が受けられるよう、現行の診療科、救急体制並びに訪問

診療等を堅持して参ります。

(4) 恵まれた自然環境と地域資源を活かした個性と魅力あるまちづくり

本市の水と緑の自然の豊かさや炭鉱遺産など、特色ある地域資源を効果的に活用し、まちの魅力を高めて参ります。

また、市民の自発的な公共活動を応援し、より一層、市民参加型のまちづくりを推進して参ります。

炭鉱遺産公園整備につきましては、旧住友炭鉱立坑櫓周辺からズリ山展望広場を炭鉱遺産公園として整備するため、民間が所有する炭鉱遺産並びに周辺用地を市が活用するための条件整備に向け引き続き検討し、整備内容についても、市民団体と協議して参ります。

炭鉱遺産の世界遺産登録等の研究につきましては、民間が所有する炭鉱遺産並びに周辺用地の活用が実現した際に、早急に日本登録有形文化財登録を目指すため、市の学芸員補を中心として、平成28年度に視察や研修参加等を行い、道や学術研究者、関係自治体などと連携し、研究を進めて参ります。

空知川河畔整備につきましては、本市は東西に带状にまちが形成され、空知川が並行して流れ全国的にも珍しい街並みとなっており、この特徴を活かし一部整備済みの遊歩道等を拡張するため、平成28年度は未施工となっている日の出地区の整備を行い、住友河畔広場から独歩苑まで利用できるよう整備して参ります。

ポケットパーク整備につきましては、商店街振興対策協議会が主体となり、地域おこし協力隊の力を活用しながら、地元商店街のアンケート調査やニーズ調査を行い、場所や規模、整備目的を明確化し、整備に向けて検討して参ります。

A K A B I R A ベースによる地元PRにつきましては、赤平の魅力を広くPRし、市内への入り込みを誘導するため、赤平市特産品推進協議会を主体として、本市の特産品販売や観光情報等を提供し、平成28年度までのモデル事業期間における成果や課題を検証した上で、本格実施に繋げていきます。

赤平映像PRにつきましては、平成27年度に完成する赤平市移住プロモーション動画などを活用し、本市の移住・定住施策をはじめ、豊かな自然や生き生きと暮らす市民の姿、子育て施策など、魅力ある本市のまちの状況を首都圏に発信して参ります。

まちづくり活動支援につきましては、市民参加型のまちづくりを推進するため、毎年度、市税の1%を上限として、平成28年度には、市民からの「まちづくり提案事業」を募集し、市民組織で審査を行い、市民発案の事業を実現し、様々なまちづくり事業にチャレンジして参ります。

また、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり活動推進事業補助金」の補助金額の引き上げや最大3年間の継続事業を対象とするなど、事業内容の拡充を図って参ります。

2 第5次赤平市総合計画

(1) すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

日本における人口減少や少子高齢化が社会問題となっており、まちの将来を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てなど、切れ目のない支援が必要であり、また、高齢者が健康で生きがいを持ち続け、地域で健康に暮らし続けることができる、誰もが暮らしやすい環境づくりが必要であります。

保健事業につきましては、市民一人ひとりが、自ら健康づくりを実践することを基本に、地域ぐるみで健康寿命を延ばしていくための取り組みが重要であり、健康相談、健康教育、講演会、イベント等により、運動習慣や栄養、うつ自殺防止対策等に取り組んで参ります。

また、本市の健康課題として、若い世代から高血圧や動脈硬化、これを原因とする脳梗塞、虚血性心疾患が多い状況にあり、特に、喫煙は動脈硬化を加速させ多くの病気を引き起こす原因と考えられるため、喫煙対策並びに受動喫煙防止対策に取り組んで参ります。

生活習慣病の予防につきましては、若年期からの食生活や運動習慣、喫煙が強く影響し発症するため、

20歳からの基本健診や特定健診の受診率を向上させ、その結果をもとに生活習慣を改善し、生活習慣病の発症予防や重症化予防が図れるよう、保健指導を充実します。

また、各種がん検診の受診率向上に努め、早期にがんを発見し、早期治療に結びつくよう努めて参ります。

さらに、感染症予防につきましては、感染症とそのまん延防止について、正しい知識の普及啓発に努めると共に、各種予防ワクチンの接種推進と接種費用の助成を行って参ります。

母子保健事業につきましては、子育て家庭の不安や負担感を軽減するため、訪問や相談、乳幼児の各種検診により、発育状況のチェックと子育てに関する相談を行うなど、安心して子どもを産み、健やかに成長させていくための支援を継続して参ります。

介護保険事業につきましては、高齢者が健やかで尊厳のある生活を住み慣れた地域で続けられるため、NPOや大学などの共同事業として、運動教室の継続及び認知症予備軍を発見する「物忘れスクリーニング」を開催し、認知機能に心配がある高齢者に対して、認知症予防プログラムを提供し、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨を行って参ります。

また、認知症サポーター養成講座を引き続き開催するほか、「認知症になりにくいまち宣言」のもと、高齢者の介護予防と認知症対策に引き続き努めて参ります。

さらに、平成29年4月から訪問介護・通所介護が市町村の地域支援事業に移行することから、既存の介護事業所に加え、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域主体で高齢者を支援していくことから、生活支援コーディネーターと共に、地域把握とボランティア養成や新たな介護保険外サービスの創設を進めていきます。

地域医療体制の確保につきましては、昨年4月から新病棟を開設し、平成28年度は、早急に市民の利便性と救急車両の安全かつ円滑な道路を確保するた

め、旧病棟跡地の外構工事を行い、病棟建替え事業が完了いたします。

医師等の医療技術者を安定的に確保し、現行の診療科、救急体制、訪問診療等を維持することで、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めて参ります。

このため、医師確保については、引き続き積極的に情報入手に努めるため、地域医療振興財団や民間医師紹介会社からの情報をいただき、市と病院が一体となって医師確保に取り組んで参ります。

また、広域的医療の連携強化につきましては、中空知医療圏域内でのセンター病院並びに中核病院等からの医師派遣や救急医療など、地域連携の堅持と圏域内での機能分担及び広域的医療連携の強化に努めると共に、市内医療機関との診療連携も積極的に進めて参ります。

救急医療体制の維持につきましては、協力医療機関から医師派遣をいただきながら、市立病院を中心に市内の救急体制の維持確保に努めると共に、二次、三次救急については、センター病院及び中核病院と連携を図って参ります。

病院経営につきましては、安定した経営体質の継続を目指し、外来及び人工透析の患者の安定確保と在院日数及び入院患者数の維持を目標に、健全な経営に努めて参ります。

また、診療体制、委託業務並びに医療機器などの見直しや更新を含めた、中長期的な経営方針の再構築に努めて参ります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者に対して安定的に医療サービスを提供しなければなりません。

そのためには、医療費の適正化を一層図らなければならないと、特定健診や特定保健指導の実施による生活習慣病の重症化予防は、欠かせないものとなっており、平成27年度に引き続き、特定健診を受診していない方を対象に、アンケート調査を実施し、実態把握に努め、その結果を情報提供すると共に、受診勧奨を行って参ります。

また、平成30年度には、都道府県が国保の財政運営の責任主体となることから、保険者として、より一層、適切な医療サービスを提供しつつ、単年度収支の均衡を図って参ります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において、未永く安心した生活が送れるよう、地域での見守り体制作りに努めるほか、高齢者世帯等除雪費助成事業などを継続し、高齢者福祉施設とも連携を図りながら支援して参ります。

また、健康増進と生きがいを見出すため、生きがい農園の整備に向け、場所や規模などについて検討して参ります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法と「第2次赤平市障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」に基づき、介護給付や訓練等給付の自立支援給付並びに相談支援や日常生活用具の給付など、地域生活支援事業等の各種障がい福祉サービスを実施すると共に、障害者差別解消法が平成28年4月から施行されるため、障がいのある方に対する差別の禁止と合理的配慮について、より一層、適切に対応して参ります。

また、手話奉仕員が不足していることから、各種養成講座を実施して参ります。

保育所につきましては、就学前の乳幼児数は減少傾向にありますが、保育所の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しております。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、開所時間を拡充しておりますが、特に時間外保育や一時保育の利用者数が増加傾向にあり、引き続き子育て世帯の就労との両立を実現するため、支援を行うと共に、保育料についても、国の基準額の50%軽減を継続して参ります。

子育て支援センターにつきましては、子育ての親子の交流や育児・発達相談の場として利用されております。今後も講座の開催や季節に合わせた行事を企画するなど、子育て家庭の育児力の向上を図るほか、特に、発達支援の利用者が増加傾向にあることから、専門機関を含む関係機関と連携を図りながら、

適切な支援を行うよう努めて参ります。

児童館及び児童センターにつきましては、昼間保護者のいない家庭の児童のため、平成27年度から開始した赤平児童館の開所時間の拡大を継続すると共に、健全な遊び場の提供や子ども達の交流を図るなど、地域の子育ての場となるよう運営して参ります。

ひとり親家庭への支援につきましては、母子・父子自立支援員による相談業務等を通じて、それぞれの家庭状況を確認し、仕事と子育てを両立しながら、経済的に自立できるよう、必要な指導・助言を行うほか、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を継続し、早期に自立した生活を実現できるよう支援して参ります。

地域防災につきましては、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、大規模な災害などに備えた防災体制づくり等が重要となっておりますが、防災備蓄品等を計画的に整備し、平成28年度は文京地区を対象として防災訓練を実施するほか、災害時用のポータブル発電機の購入、ハザードマップの増刷、さらには、平成28年度中に空知川の浸水想定区域が発表される予定のため、全市版のほかに地域版も作成し、各種災害の情報を統合した防災マップを平成29年度に全面改定するための準備作業を進めて参ります。

また、昭和56年に建設された市庁舎は、災害対策本部など、災害時の防災拠点施設としての役割が求められることから、平成28年度に庁舎耐震診断を実施して参ります。

消防・救急救助につきましては、平成27年度に赤平消防署消防総合庁舎並びに消防救急デジタル無線を整備し、施設強化が図られました。

今後は、より一層、職員研修や消防団員確保に努め、消防力の強化を図って参ります。

砂防対策につきましては、西豊里町並びに若木町地区の地すべり対策事業の促進について、引き続き道に対して要請して参ります。

消費者対策につきましては、近年、言葉巧みに善

良な市民に高額な商品を購入させるなどの被害が後を絶たず、市民が安心して消費生活を営むことができるよう、広報あかびらや市ホームページなどを十分活用し、悪質商法に騙されないよう啓発すると共に、被害を未然に防止するため、消費生活相談室等での相談も受けながら、消費者保護に努めて参ります。

交通安全対策につきましては、交通事故のない明るいまちを目指し、交通事故死ゼロ2,000日を目標に掲げ、既に800日を超えておりますが、引き続き各町内会や関係機関と連携し、各期の早期街頭啓発をはじめとする交通安全運動を行うなど、交通事故根絶に努めて参ります。

(2) 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

本市においては、優れた技術力を持つ優良企業が存在し、地場産業の存続と安定した経営が、まちの経済と雇用確保に繋がり、本市の地方創生の根幹となることから、新たな企業の受入れも含めて、設備投資や雇用拡大を図る企業に対して、企業振興促進条例に基づく支援や北海道産炭地域振興センターの新産業創造等事業を活用し助成を行います。

また、新製品開発等を支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金」を継続するほか、将来の企業の発展を担う若者の人材育成と企業間同士の産業連携や技術連携に繋がるよう、赤平市産業振興企業協議会の主体による「産業振興人材育成事業」に対する支援を継続します。

さらに、地元の食料品や生産品、製造品の市民に対するPRや赤平の魅力を発信し、消費拡大を図るため、商工会議所、農業協同組合並びに産業振興企業協議会と連携を図りながら「産業フェスティバル」を開催して参ります。

公共建設事業につきましては、統合中学校建設事業に着手するほか、引き続き、公的住宅や公園、道路、橋りょう等をはじめとする、教育環境整備や市民の安全・安心社会の実現に向けた公共建設事業を実施しつつ、地元建設業者等に対する経済振興に寄

与して参ります。

特産品の推進につきましては、本市の農産物や食料品、生産品などのPR拡大や地場商品ルートを発掘するため、農業や商業の関係団体で組織する「赤平市特産品推進協議会」において、ふるさと小包セットに加えて、がんがん鍋やホットレッグなど、新たなソウルフードとしての認知度も高まっており、道内外へのイベントや物産展へ出店するなど、さらなるPRや販路拡大等に向け、引き続き支援して参ります。

商業につきましては、近隣市における大型店の進出により消費者が減少し、中心市街地は、空き店舗や空き地などの増加によって空洞化が進んでおり、今後、地域おこし協力隊が実施した空き店舗・空き地の現地調査結果に基づくマップを活用し、商店街振興対策協議会を中心として、市街地活性化に向けた協議を進めていきます。

また、空き店舗につきましては、昨年実施したチャレンジショップが新規開業に繋がったため、別な空き店舗をチャレンジショップとして開設し、引き続き地域おこし協力隊が支援し、商店街の賑わいを創出するため、商店街通信の発行を継続し、市内外に情報発信していくほか、街並み形成のため、店舗の増改築並びに外壁改修などに対し、店舗近代化促進事業補助金を継続すると共に、商店街を美化する方法について検討して参ります。

さらに、市内商店の販売推進と地域商業の活性化を図るため、スーパープレミアム付商品券発行助成を継続します。

農業につきましては、平成23年度の国の繰越事業によって、農業体質強化基盤整備促進事業を実施し、ほ場の区画拡大と暗渠排水整備が行われましたが、農作業の効率化と品質向上のため、平成29年度の国の農業基盤整備促進事業に向けて、ほ場整備測量調査設計を行います。

また、全国的に耕作放棄地等が増加しており、中山間地域における担い手育成等による、農業生産の維持を通じ、平地地域との生産条件の格差を是正す

るため、中山間地域等直接支払事業交付金制度を活用し支援するほか、地域内の農業者が共同で取り組む活動に対する、多面的機能支払制度の活用、農地土壌への炭素貯留効果や生物多様性保全に効果の高い、営農活動に対する環境保全型農業直接支払交付金を活用し支援して参ります。

さらに、農業後継者に対する農業経営や農業技術習得に係る支援を行う、農業後継者サポート事業を継続するほか、ベストライズ赤平に対する普及宣伝支援事業並びに赤平市農村女性協議会に対する組織育成事業として支援し、地元農産物や加工品を市内外にPR、販売を行って参ります。

林業につきましては、森林が持つ水源の涵養、国土の保全、木材の生産など、様々な機能を高度に発揮するため、森林環境保全整備事業や未来につなぐ森づくり推進事業並びに分収造林事業などを計画的に推進します。

観光につきましては、家族旅行村、保養センター、ケビン村並びにオートキャンプ場のエルム高原施設について、緑豊かな自然環境と既存施設を最大限に活かし、自然にふれ合える手ぶらキャンプや謎解きゲーム、散策路の活用など、効果的なソフト事業を推進すると共に、世界的な彫刻家である流政之氏の彫刻作品群となる彫刻公園SAKIYAMAとしてPRして参ります。

さらに、平成27年度に引き続き、地元市民の皆様にも施設の魅力を理解していただくため、「エルム高原祭り」を開催して参ります。

また、「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」など、観光協会、関係団体並びに市民参加等のご協力をいただき開催しておりますが、市民で作り上げるイベントとして、これまでの伝統を継承しつつ、より一層、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めて参ります。

「市民花火大会」につきましても、市民や企業などの皆様からの募金のご協力を得て、空知管内でも有数の花火大会に成長して参りましたが、平成28年度も5,000発の花火を打ち上げていただくため、赤平

観光協会への支援を継続して参ります。

季節労働者に関する対策につきましては、資格取得事業として、能力開発校に対する支援を通じ、赤平市・滝川市・芦別市・新十津川町・雨竜町で構成する滝川地区通年雇用協議会において、季節労働者の通年雇用を促進して参ります。

(3) 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましよう

近年、教育基本法の改正をはじめ、時代の変遷とともに法令・制度が変わり、こうした教育情勢に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備に努めて参ります。

また、社会教育においても、市民一人ひとりが生きがいを持って学習活動を行えるよう、利用者の立場に立った施設運営と施設の充実に努め、学びの場を確保して参ります。

幼稚園教育につきましては、利用者負担の軽減や預かり保育を継続するほか、学童期の基礎を培う時期として、教育の充実を図って参ります。

小・中学校教育につきましては、本市の学力・学習状況につきましては、教育活動の改善に取り組み、一部成果を上げた学校もありますが、全体的には、全国・全道平均を下回る結果が続いており、教育水準の維持向上や基礎学力の改善を図り、学力向上を目指して参ります。

学校給食につきましては、地元産あるいは道内産の食材を中心に使用し、食育と栄養バランスに配慮しつつ、安心・安全な給食を提供するため、計画的に設備等を更新して参ります。

社会教育につきましては、学びや人の繋がりを豊かに育むことができる環境づくりを推進して参ります。

このため、東公民館と交流センターみらいを拠点として、各種講座や講演等を開催し、受講者並びに利用者の拡大を目指すほか、中学生以下の子ども達については、社会教育・体育施設の使用料の無料化を継続して参ります。

芸術・文化・歴史につきましては、文化団体が中

心となり、様々な発表活動や展示会などの行事を開催いただいております。引き続き文化協会等の関係団体と連携を図りながら、多彩な文化活動を支援して参ります。

また、まちの文化や歴史を後世に継承することは、地域文化の振興のみではなく、まちづくりの観点からも極めて重要であり、小学校社会科副読本を活用するほか、日頃より歴史や文化に理解を深める機会を拡充して参ります。

青少年教育につきましては、学力向上や体力向上、いじめの未然防止、生活規律の重視など、共通課題を踏まえ、これらを意識した指導に努めて参ります。

また、近年、子どもが犠牲となる事件や事故が後を絶たず、少年非行や犯罪被害の防止並びに未然防止するため、学校や警察署、健全育成団体等との連携を図って参ります。

図書館につきましては、図書館管理システムや他市の図書館、道立図書館と連携を行っており、利用者の知的ニーズに応じた読書環境を整備するほか、平成28年度は、朗読事業や就学前の検診時に図書を配布し、読書習慣が身につくようにPRを行って参ります。

社会体育につきましては、北翔大学との包括連携協定に基づき、引き続き「子ども体力測定・走り方教室」「市民スマイルウォーキング」を開催するほか、専門家・プロ選手等によるスポーツ教室や高齢者も参加可能な軽スポーツ大会、レクリエーションスポーツなどを開催し、生涯スポーツと健康増進に努めて参ります。

(4) ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましよう

本市は、全国を上回る速さで人口減少や少子高齢化が進んでおり、居住環境は生活の基本となるもので、安全・安心社会を実現するため、社会変化に対応した住宅や道路、橋りょう、公園等の長期的視点に立ったインフラ整備を計画的に進めて参ります。

公的住宅につきましては、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、計画的な

建替えや改善・修繕により、良質な住宅ストックの形成と共に、持続可能な都市経営の観点から、人口規模に見合った適正な管理戸数の整備を目指して参ります。

福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、10号棟1棟8戸の建設及び平成29年度の11号棟建設に向けた実施設計を行います。

茂尻第一団地の公営住宅建替事業につきましては、平成27年度の4号棟建設により、全体計画の4棟40戸の建設が完了となり、平成28年度は、新春日団地並びに春日第一団地の12棟36戸の除却を実施して参ります。

また、新規事業として、豊丘町の吉野団地の建て替えに向けた基本設計を行って参ります。

既設の公的住宅につきましては、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退居時の補修を行うと共に、空き家の落雪対策や通路確保などに努めて参ります。

また、計画的な改修により、住環境の改善や建物の延命化が図られる長寿命化改善事業として、青葉団地2棟の外壁及び屋上防水と桜木団地・元町東団地・新光西団地の屋根改善を行います。

民間住宅につきましては、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」は、平成27年度を最終年としておりましたが、再度これまでの事業成果を検証した結果、さらに平成30年度までの3年間延長して参ります。

移住定住促進事業につきましては、総合戦略に基づく新規・拡充支援策のほかに、居住するための幅広い選択肢や支援を行うため、中古住宅の賃貸・売買の物件情報となる「住みかエール事業」や市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただくための「赤平おためし暮らし」を継続するほか、北海道移住促進協議会を通じて、赤平や宅地分譲等の情報、助成制度を盛り込んだパンフレットを活用し、道外へもPRして参ります。

道路につきましては、国道は、本市における主要幹線道路として、交通の安全性や産業活動等に寄与しておりますが、滝川インターチェンジから赤平工業団地間の4車線化、並びに現国道の整備や適切な維持補修等について、引き続き国に対して要請して参ります。

道道につきましては、市道豊通から道道昇格となった赤平奈井江線の道路整備や上流橋の老朽化が見られる赤平橋架換の事業促進などについて、道に対して要請して参ります。

市道につきましては、安全な通行確保や居住環境整備に向け事業を進めておりますが、本年度は、歩道改良を含めた文京学園通、朝陽台5号小路、西文1条通、曙南5号通の改良舗装工事並びにやすい通排水整備工事を実施して参ります。

また、既存道路についても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修や側溝整備等に努めて参ります。

橋りょうにつきましては、「橋りょう長寿命化計画」に基づき、維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進して参ります。

平成28年度は新成大橋の補修工事を行い、また、道路法改正により義務化された、近接目視調査について、43橋全ての調査を実施して参ります。

公園につきましては、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として、「公園施設長寿命化計画」を基本に、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、憩いの場として利用できるよう、整備保全に努めて参ります。

本年度は都市公園改修事業等により、桜木町公園、翠光苑、赤平公園、宮下公園の遊戯・休憩・管理施設を整備して参ります。

雪対策につきましては、近年の全国的な局地的暴風雪など、不安定な気象状況であります。冬期間の市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や広報あかびら、市ホームページを活用しながら、除雪マナーの周知に努めて参ります。

また、効率的な除排雪体制を維持するため、平成28年度は除雪ドーザを更新します。

上水道につきましては、安全・安心な水道水を供給するため、企業債を活用しながら、老朽施設の更新を計画的に行い、併せて、収入確保と経費節減に努め、経営の健全化を進めるため、今後の経営状況を把握しながら対応して参ります。

また、未収金対策として、悪質な滞納者に対し、給水停止などの措置を執り、その回収に努めて参ります。

下水道につきましては、生活環境の向上と公共水域の水質改善、並びに雨水対策により、安全・安心な生活環境を確保するため、計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗化世帯の解消に努めて参ります。

また、収入確保と費用削減に努め、経営の健全化を進めながら今後の経営状況を把握し、その対応に取り組んで参ります。

一方では、平成25年度より、公共下水道事業計画区域外の地域等における住宅に対して、合併処理浄化槽設置費用の補助を行って参りましたが、平成28年度も引き続き環境衛生の向上や水質保全のため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を継続して参ります。

環境衛生につきましては、ごみ減量化対策として、適切な分別方法等を広報あかびら及び市ホームページで周知するほか、町内会等に対して、新聞・ダンボール・空きビン等の自主的な回収に対する助成を継続します。

また、平成27年度の飲用井戸の調査結果を基に、平成28年度は、飲用井戸利用者の負担軽減等について検討して参ります。

(5) 人と人とが語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

平成27年度に「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」を策定し、地方創生元年として、平成28年度から本格的に施策を実行して参ります。

昨年設立した産官学金労による総合戦略会議並びに50歳以下で構成されるみらい部会を継続し、PD

CAサイクルによる施策の検証と、見直しが必要な場合には、改めて協議を行っていただき、その意見を次年度以降の総合戦略に反映して参ります。

市民参加型のまちづくりにつきましては、引き続き「まちづくり講演会」を開催し、まちづくりへの参加意欲を高めて参ります。

また、情報共有につきましては、「定期的な住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」「子どもまちづくり探険隊」を継続し、幅広い市民の声をまちづくりに反映して参ります。

さらに、広報あかびらや市ホームページ等を活用し、ホームページでは動画によって、まちの情報をお知らせすると共に、引き続き、地域おこし協力隊員により、平成28年度は動画も含めて、市内外に赤平の魅力を発信して参ります。

地域コミュニティ活動につきましては、地域住民にとって最も身近な自治組織である町内会は、年々世帯数が減少し、町内会の運営も厳しくなっており、町内会の活動が縮小され、地域社会の連帯感が失われないよう、地域のコミュニティ活動を維持するため、「地域コミュニティ活動推進事業補助金」、「町内会街路防犯灯維持管理事業交付金」によって支援するほか、地域における共通課題を解決するため、赤平市町内会連合会の活動を支援して参ります。

まちなか里親制度につきましては、市民にとって身近な公共空間である道路や公園などの市民ボランティアによる美化活動を進め、道路や公園などの美化活動に取り組んでいただいております。今後も自ら保全していただけるよう、登録団体の増加に向け努力して参ります。

広域連携につきましては、本市と北翔大学は、平成26年2月に包括連携協定を締結し、さらに、昨年12月には、江別市内4大学と4市4町で「学生地域定着推進広域連携協議会」を設立しており、北翔大学以外の大学とも連携を図り、インターンシップをはじめ各種事業を展開して参ります。

また、総合戦略を基本とした移住定住促進に向け、

道と空知全市町、あるいは中空知管内の市町において、企業情報や特産品・まちの情報など、各種事業を連携しながら展開して参ります。

さらに、中空知定住自立圏共生ビジョンを基本に、中空知圏域全体の活性化を図るため、引き続き市町の代表者と協議するなど連携を図って参ります。

地方分権の推進により、個々の自治体の責任が強く求められる時代を迎え、効果的な行財政の運営・自主財源確保の一助として、地元特産品を活用した地域経済の発展のため、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金の返礼品については、事業者や新たな返礼品を増やすなど、さらなる推進を図って参ります。

公共施設につきましては、「赤平市公共施設等総合管理計画」を基本に、財政状況を勘案し、具体的な個別計画を定め、市民の理解を得ながら計画的に進めて参ります。

行財政改革につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標は、全て健全段階を維持しておりますが、人口減少等によって、地方税や地方交付税、使用料等の減収が見込まれます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略並びに第5次赤平市総合計画を着実に推進し、人口減少対策を講じるため、歳入においては、国・道などの財源確保、歳出においては、効率・効果的な予算執行に努め、財政健全化を維持しながら、まちの振興に努めて参ります。

また、平成28年度から、市税等の公金について、コンビニエンス・ストアにおける収納業務が開始されるため、市ホームページなどを活用しながら、幅広く周知して参ります。

さらに、統一的な基準による財務書類等を作成する、地方公会計の整備が国から求められており、平成27年度の固定資産台帳整備に続き、平成28年度決算から財務書類等を作成するよう準備作業を進めて参ります。

Ⅲ むすび

以上、平成28年度の市政執行に当たりまして、私

の所信を申し上げましたが、本市の最重要課題となる人口減少対策に向けた重点施策がスタートいたしますが、特に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、市民並びに企業者の皆様と議会、行政が一緒になって取り組まなければ成果をなし得ることはできません。

個別施策に関しましては、関係する市民の皆様や企業の皆様とも十分話し合いを進める中で、成果へ結び付けたいと思いますし、その成果が、地元に住む皆様自身が、赤平に住んでいて良かったと思えるまちになり、そして、Uターンや市外から人を呼び込むことに繋がります。

本市には、最も重要とされる人の力と地域資源がありますので、こうした財産を十分に活かし、まちの魅力を高め市内外に発信して行きます。

将来を担う子ども達に希望を与えるのは、我々大人の責任であり、総合計画の将来像が示す「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」に向かって、チャレンジ精神を持って、このまちに住む皆様と共に、赤平市の未来を切り開くため邁進して参りますので、引き続き、市議会議員各位、並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 1. はじめに

平成28年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年戦後70年の節目を迎えましたが、教育の理念が大きく変わった戦後教育も、近年、現行教育制度のもとで教育基本法の改正をはじめ、いじめ防止対策推進法の制定、教育委員会制度を変更する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正など、時代の変遷とともに種々の法令・制度が変わりつつあります。赤平市においては、こうした教育情勢を冷静に見つめ、地域の発展を支え、子ども

たちの人生の基礎づくりを担う学校教育の充実と教育環境の整備を着実に推進してまいります。

また、社会教育においても、市民一人ひとりが生涯に亘って自発的に学習活動を行ない、自己を高め、その成果が個人の生活や地域社会の人間関係を豊かにし、まちづくりに生かされるよう、一般教養・文化・スポーツ活動など、多彩な学習ニーズに応じてまいります。

さらに、子どもたちが夢や希望を持ち自己肯定感を育むよう、社会教育事業を通じ仲間づくり、体力づくり、生活規律の醸成を図ってまいります。

文化財保護行政については、特に本市の地域資源である炭鉱遺産の保存・活用の観点から、関係部局とともに魅力あるまちづくりに係る関連施策の推進に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、人口減少、少子・高齢化など本市の抱える地域課題を踏まえた中で、学校教育・社会教育の一層の充実・発展をめざし、総合教育会議を通じ市長とともに教育に係る課題認識の共有を図り、連携した教育行政を進めるため、ここに平成28年度の教育行政執行方針をお示し致します。

2. 教師力・学校力を高め、豊かな未来をつくる学校教育の推進

近年、小・中学校9年間の義務教育に対しては、学力向上をはじめとした諸課題や小学校から中学校へと学びの連続性と系統的な教育が求められています。

また、確かな学力を育む学校教育の推進については、赤平市学力向上プランに基づき、全市の小・中学校が各学校種に応じた基礎的・基本的な学習内容の定着を図るために二人以上の教員により授業を行うチームティーチングやグループによる習熟度別指導など、指導方法の工夫改善をさらに進め、教師力・学校力の底上げを図ってまいります。

従って、今年度も現状にとどまることなく課題の克服を目標に、学校教育条件の整備など教育環境の改善とともに、確かな学力・豊かな心・健やかな体

といわれる、いわゆる知・徳・体のバランスの取れた児童・生徒の育成を重点に赤平の学校教育を進めてまいります。

先ず、本市の児童・生徒の学力・学習状況につきましては、道教委の指定を受けた地域の学力向上支援事業で、本市の小・中全5校が拠点校或いは協力校として教育活動の改善に取り組んだ結果、一部の学校で全国・全道の平均正答率を上回る学校が出るなど成果も現れてきておりますが、全体的には全国・全道を下回っている状況が続いております。引きつづき公教育としての教育水準の維持向上、基礎学力の改善を図ってまいります。

本市の学力向上プランでは、「北海道の平均正答率に近づける」を目標に基礎・基本の定着を重点として、授業態度の育成、授業の前後には学習の目当てや振り返り、さらには活用力を身につけさせるために児童・生徒が自ら進んで学習に取り組むアクティブラーニングの手法を授業に取り入れるなど学習指導の徹底に努めてまいります。家庭における望ましい学習習慣・生活習慣の定着についても、繰り返し家庭学習の手引きや学校だより等で保護者の協力を仰いでまいります。

全国学力・学習状況調査の本市に係る結果の公表については、これまで平均正答率をグラフや文言で全国・全道平均と比較するなど直接的な数値による公表を避け、本市独自の方法で市広報チラシ、ホームページに公表してまいりました。

加えて、道教委による市町村別の結果の公表については、小・中学校における改善方策の取り組みが前進してきていることを踏まえ、校長会とも協議し、本市の公表には同意しております。

さらに、本市の学力向上プランの策定にあたり、小学校6年生及び中学校3年生のみを対象とした全国学力学習状況調査の結果にもとづく従来の改善計画に加え、本市の小・中学生全員を対象に行っている標準学力検査の結果も活用し、単年度の結果に左右されないより精度の高い中期的な改善計画の構築をめざし、継続的な検証サイクルを確立してまいり

ます。

次に、本市の子どもたちの体力・運動能力等についてですが、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、調査対象である小学校5年生は男・女とも全道平均を下回り、同じく中学校2年生は男・女とも全道を上回りました。これまでは小・中学校とも、残念ながら全国・全道を下回っておりまして、今回は中学校において改善し、小学校においては調査種目によって全国・全道を上回る項目が多く、今後の取り組み次第で本市の児童・生徒は大変有望な傾向にあるといえます。

さらに本市では、一昨年度より対象学年以外の全ての児童・生徒が全国体力・運動能力、運動習慣等調査と同一種目で行われる新体力テストを行っており、一校一実践の奨励とともに、体力向上の検討組織として体力向上委員会を設置して、分析結果を経年的に比較しながら、心身ともに健康な児童・生徒の育成をめざして一層の工夫改善に努めてまいります。

本市のフッ化物洗口の実施状況については、幼稚園及び全ての小学校での実施を実現いたしました。平成28年度の中学校においても、新一年生から順次実施してまいります。

学校給食は、給食を通して児童・生徒の心身の健康増進を図る教育活動であり、提供する食材についても地元産或いは道産のものを中心に使用しております。特に米飯給食は赤平産の米を使用するとともに、関連して地元の減農薬米の大口寄贈を受けていることや、小学校5年生の農業体験を契機に、給食活動を通して農業に対する感謝と尊敬の念を育んでおります。

なお、給食センターの施設設備の充実とともに、衛生管理や食物アレルギーなど給食食材に係る健康の影響については対応指針に基づき、学校との連携により適切に進めてまいります。

特別の教科である道徳の教科化については、平成30年度より小学校から順次正式教科となりますが、現在はその移行期間として、各小・中学校における

教育課程の編成及び指導について、改正後の学習指導要領に基づき指導方法の工夫を行うなど実施に向け、指導計画の作成に取り組んでまいります。

また、思いやりの心を育てる心の教育は、いじめ、自殺といった心の成長に起因する問題や良好な人間関係の構築のために改善が求められている教育課題の解決に資する教育として重要であり、全ての教育活動を通じて心の教育の充実を図ってまいります。

いじめの未然防止を図る対策については、「いじめ防止対策推進法」の施行に始まる法令の整備が進み、道条例及び本市の「赤平市いじめ防止基本方針」と「赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の制定にもとづく組織の設置など、未然防止に対応する取り組みを進めてまいります。

いじめは社会性を身につける途上にある児童・生徒が、集団で活動する際にしばしば発生するものであるため、どこの学校においても一定のいじめ件数の存在は考慮されなければなりません。教職員による気付く力の高まりとともに、むしろ積極的に認知し適切に対応することを肯定的に評価してまいります。

いじめの根絶は、今後とも自分を大切な存在だと思ふ自己肯定感を育むとともに、相手を思いやる心の教育や生徒指導を重視して取り組んでまいります。

体罰の未然防止については、これまでも体罰と指導の範囲以内である懲戒の区分の運用を具体的に示すことで、体罰の防止に取り組んでまいりました。本市においては、教育委員会が主体となり、児童・生徒、保護者、教職員を対象とした体罰状況の調査を実施しておりますが、これまで体罰事故の発生はありませんでした。

今後とも、教職員による授業や部活動での効果的な指導の在り方を身につける校内研修を繰り返し行い、体罰防止の徹底に努めてまいります。

次に、不登校への対応と未然防止についてであります。病気や経済的な理由以外で、年間30日以上欠席した不登校の児童・生徒は、本市の中学校におい

て若干名おりますが、未然防止のためには学ぶ楽しさを実感できる授業の実施等、きめ細かな指導や配慮、初期対応の重視とともに、家庭においては生活習慣や社会生活上のルールやマナーなどの習得について支援してまいります。

不登校の児童・生徒と保護者に対しましては、スクールカウンセラーや青少年センター専門指導員による対応や適応指導教室への通所支援を継続してまいります。

特別支援教育については、児童・生徒が障害の有無に拘わらず相互理解を深め、協力して共生社会を目指すという理念を基盤に推進しておりますが、引き続き児童・生徒の障害の種別や状態に応じた学びの場を保障する教育支援に努めてまいります。そのため、特別支援教育連携協議会を構成する幼稚園、保育所、小・中学校の支援の連続性を踏まえた教育関係者や福祉・保健部局職員が連携し、効果的な運営に努めるとともに、小学校の通常学級に在籍している言葉やコミュニケーションなどに課題がある児童についても、通級指導教室で指導や相談にあたってまいります。

児童・生徒の生命、身体の安全・安心の確保についてであります。児童・生徒の安全対策、危険回避については、登下校時及び自転車利用に係る交通安全をはじめ、不審者等による犯罪被害の未然防止などに対し、学校での指導を中心に地元警察署や市民の防犯ボランティア活動の協力により安全指導の強化に努めております。今後とも深夜徘徊等の非行行為や犯罪被害の未然防止を目的とした教育委員会と警察行政の連携協定に基づく対応や、青少年健全育成組織の見守り活動、校外生活のきまりの周知、加えて通学路の安全点検を実施して、児童・生徒の安全・安心の体制づくりを進めてまいります。

また、ストップ・ザ・ネットトラブルをめざし、コミュニティサイトでのいじめや犯罪被害の防止策など、具体的かつ適切な啓発活動に努めてまいります。

さらに、本市は自然災害の少ない地域といわれて

おりますが、近年、日本の各地で発生している気象災害などを教訓に、赤平市地域防災計画を基本に、学校においても火災・震災を含む防災訓練や点検による対策の強化を図ってまいります。

赤平市立中学校の統合計画は、統合準備委員会を中心に、保護者、市民、小学校を含む学校関係者の協力を得て進めておりますが、引き続き協議を重ねてまいりますとともに、進捗状況は全ての学校関係者及び市民への周知を図り、赤平市としては唯一の中学校となる新校舎の建設に努めてまいります。

また、新校舎建設の実施設計については、平成28年度中に取りまとめますとともに、建設予定地にあります旧赤平高校校舎は平成28年度中に道費負担にて除却される予定になっており、併せて旧赤平高校グラウンドを統合中学校のグラウンドに転用する整備事業を実施してまいります。

なお、今後の本市学校教育の条件整備については、現行の小・中学校適正配置計画の後期が平成29年度からスタートすることから、計画に盛り込まれた赤間小学校と豊里小学校の統合案については、市内小学校一校体制及び新校舎建築を含め、現在の計画の変更も視野に検討のうえ、統合を待たずに発生する場合の複式学級の回避に努めながら、平成28年度中に少子化に対応した活力ある学校づくりの方針を定めてまいります。

開かれた学校づくりにつきましては、現在、学校評議員制度、学校評価アンケート、PTA活動などを通して保護者や地域住民の意見を反映しておりますが、今後とも学校だよりの配布や地域参観日の実施に加え、教育委員会のホームページ等で広く公開し、開かれた学校づくりとして市民の理解と信頼を得てまいります。

就学援助についてであります。とりわけ準要保護は自治体独自に認定基準を設定しており、本市の場合、対象者をできるだけ広く支援する主旨から道内35市の中では最も緩やかな基準になっております。従って、受給者の比率も高い傾向にありますが、教育の機会均等のため、児童・生徒が義務教育を円

滑に受けられるよう配慮してまいります。

幼稚園教育については、生涯にわたる人格形成と生きる力を培い学童期の基礎を作る期間として、幼児期の自発的な遊びの活動を中心に行われております。今後とも幼稚園教育の充実を図るとともに利用者負担の軽減や預かり保育を継続し、幼保連携型認定こども園の設置に向けても福祉部局と連携してまいります。

高校通学費等助成につきましては、中学校における高校の進路指導とともに就学に要する保護者の経済的負担の軽減を考慮しなければなりません。若者が安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを進める上で、子どもの養育世代の市民のために、子育て支援・定住促進の観点からも、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策の狙いが最大限発揮するように平成28年度より実施してまいります。

次に、学校教育におけるICT（情報通信技術）環境の整備についてであります。学校教育の情報化の進展は、必要な情報や情報手段を選択し、活用する情報活用能力を各学校種段階で体系的に育てていくことの重要性が指摘されており、ICT整備の課題の所以であります。本市においては、ICTを活用した教育活動が標準的機材・教材となる時代の流れに対応し、電子黒板、実物投影機の整備を進めておりますが、昨年はタブレット端末を用いた授業を検証するモデル事業を実施いたしました。本市の学力向上の着実な実行のため、本年度は赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として実践校の拡充をめざし整備してまいります。

次に、奨学資金貸付金の返還免除についてです。赤平市奨学資金制度は学資の支弁が困難な本市の子弟に対する支援制度であります。本制度とは別に支給要件を拡充し、卒業後、赤平市にUターンして住民登録をし、かつ地元企業で就労を継続した元奨学生に対し、貸付金の返還を免除する赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として「赤平市人材育成・定住促進奨学金」を平成28年度より創設し、

移住・定住の促進と地域産業の振興を期する目的でも赤平市の奨学資金制度の充実を図ってまいります。

教職員の厳正な服務規律の遵守についてですが、教育公務員による不祥事が報道され、本市においても交通事故・違反の事案が散見されるに至ったことから、他の規律違反についても未然防止のため、機会あるごとに注意喚起により指導しております。

特に道教委では、一昨年から懲戒処分者の公表基準を変更し抑止に努めており、飲酒運転の根絶など交通安全については世論の高まりもあることから、学校という大勢の教職員を管理監督する立場にある教育委員会としても責任の重大さを強く認識しているところです。

また、重大事故といわれるわいせつ行為・金銭事故は勿論のこと、体罰の防止や個人情報の管理など、改めて学校教育に対する信頼を損なうことのないように、教職員の厳正な服務規律の遵守に一層努めてまいります。

3. 市民の学びと行動をつなげる社会教育の推進

人口減少や少子・高齢化をはじめ、多くの課題を抱える赤平市における社会教育を推進して行くうえで、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのために、学びや人の繋がりを豊かに育む市民の学習活動、団体・サークル活動はますます重要になってきております。

また、地域の良さを再認識するとともに課題を学ぶことで、まちの主体的な担い手を育成することも社会教育の大切な使命であります。

先ず、青少年教育につきましては、子どもたちの学びを広げ、支えるための大切な視点として、学校・家庭・地域における子どもたちの生活場面に着目することで、共通する課題が浮き彫りにされております。子どもたちに対しては、学校教育と社会教育の橋渡しを意味する学社連携・学社融合が説かれている中、子どもたちの社会教育活動においても、学力向上、体力向上やいじめの未然防止につながる学習態度や生活規律の重視、仲間づくりと自己肯定感

の醸成、積極的な各種スポーツへの参加促進など、共通課題を踏まえた意識的な指導に努めてまいります。

また昨今、子どもが犠牲になる事件の発生をはじめ、不審者の出没や声かけ事案など保護者・関係者を不安に陥れる事件が後を絶ちませんが、子どもの安全確保、危険回避の対策は重要課題であり、少年非行や犯罪被害の防止のため、地元警察署や健全育成団体などとの連携による未然防止の取り組みのほか、命を大切に教育の充実についても推進してまいります。

次に、社会教育施設としての東公民館、交流センターみらいについてですが、赤平市公民館の休館及び文化会館が廃止となって久しく、一方では市内にある生活館等の地域の集会施設の運営が困難を来している現状を考えたとき、本市の人口規模に応じた公共施設の在り方の検証とともに、小規模施設が集約化する中で、今後、東公民館、交流センターみらいの役割は、過疎化するまちの中核施設として従来以上に期待が寄せられております。

また、市民のための身近な施設運営に努めるとともに、従前より実施しております各種講座の開設やサークル活動についても、市民生活に生きがいと潤いをもたらす場として受講者、利用者の一層の拡大をめざしてまいります。

芸術・文化についてですが、赤平市の文化の歴史は隆盛を極めた炭鉱文化の時代を経て、その後も文化協会を中心とした市民文化を支える多くのサークル活動により受け継がれてまいりましたが、今もなお、生き生きと創作活動に励んでおります。

加盟団体が総力を挙げて取り組む市民総合文化祭をはじめ、各団体が独自に展示や舞台の発表を催すなど、その多彩な文化活動は、まちの元気と成熟度を表す象徴として、今後も大変重要であり、支援に努めているところです。

文化財保護行政につきましては、特に炭鉱遺産について、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で取り組みの方向が示されましたので、施策の実

現に向け努めてまいりますとともに、炭鉱歴史資料館の再開等につきましては、市の公共施設等総合管理計画の方針に基づき進めてまいります。

さらに、郷土の文化財保護を目的とした歴史を学ぶ学習講座の開設等の各種事業を新たに実施するとともに、文化財保護行政の基本方針を定めるなど体制の強化を図ってまいります。

赤平の礎を未来へと受け継ぐために、郷土資料の保存・継承は文化財保護行政の根幹であり、さらなる進展を期してまいります。

次に、図書館運営と読書活動についてですが、本市の図書館は市民の知的ニーズに応える場所であり、公共図書館として職員が運営のノウハウを蓄積することで質の高いサービスを提供できるように日々努めております。

昨今、人口減少とともに利用者数の少なくなる傾向は否めませんが、貸し出し冊数を追い求めるのではなく、図書館管理システムの運用、また、他市の図書館との連携も行っており、本市の図書館にない本や貴重な資料など手に入りにくいものは道立図書館などから取り寄せ、市民の調べ物を支援するレファレンスサービスに的確に応えるなど、利用者の知的ニーズにどれだけ応えられるかを基準に読書環境を整えてまいります。

なお、従来から行っております図書館事業の開催やサービスについては引き続き実施してまいります。近年、公共図書館の管理・運営の手法が多様化する中、本市においては地域に密着する図書館の強みを生かし、現行の職員体制の下で知恵を絞り、市民のための図書館づくりをめざし利用者サービスの向上に努めてまいります。

次に、体育・スポーツ活動についてであります。本年8月にブラジルのリオデジャネイロで夏のオリンピック、パラリンピックが開催され、次の2020年には日本での開催が決定されていることから、スポーツに対する国内の機運は大いに高まっております。

一方、国のスポーツ行政は昨年10月から総合的な

スポーツ行政をめざしたスポーツ庁が発足しましたが、北海道においても、既に知事部局の環境生活部がスポーツ行政を所掌している状況です。

本市においても、生涯スポーツの推進と市民の健康増進の要望に応えるため、市長部局と共催をしている「市民スマイルウォーキング」をはじめ、学校スポーツでの体力向上の課題も含め、市長と教育委員会が教育施策を協議する総合教育会議などでも、より効果が期待できるスポーツ行政のあり方について協議してまいります。

なお、例年実施しておりますスポーツ行事及びスポーツ施設の運営につきましては、工夫改善を心掛けるとともに体育・スポーツの関係団体と連携して推進してまいります。

4. むすび

赤平市の教育の指針である赤平市教育目標には、市民のあるべき姿として5つのタイプの市民像が描かれておりますが、それは大人も子どもも教育及び学習活動を通してめざす赤平市民としての人間像であります。赤平市の教育の原点である教育目標を改めて認識し、学校・家庭・地域がともに支え合いながら、持続可能なふるさと赤平を創生するために、教育委員会は市民の学びの先頭に立ち、成果が実感できる着実な実践に取り組んでまいります。

学校教育においては、義務教育9年間を一貫して行う義務教育学校が学校として位置づけられた改正学校教育法が、本年4月1日より施行されるなど教育制度は毎年、刻々と変わりつつあります。

いじめ問題についても、初期段階のいじめや短期間のうちに解決したいじめも積極的に認知し、適切に対応することが現在の考え方です。また、北海道いじめ防止基本方針ではメディアやインターネットを含め、大人の振る舞いが子どもたちに影響を与えているという指摘があるとおり、家庭にあっては親の背中を見て育つといわれている子どもたちは、社会的には大人の背中を見ているということであり、大人の真摯な姿を手本として見せることは、大人に課せられた重要な役割の一つだと考えます。

さらに、学力・体力の向上に対する赤平市の基本的な考え方は、公教育として行われている義務教育が、出生地などによる教育の差はないとする教育の機会均等の理念から、赤平市の学校教育が国の教育水準と同じであってほしいとする願いであり、いつの時代にあってもこの基本は変わらないものだと考えます。

また社会教育においては、現在「第5次赤平市社会教育中期計画」の3年次目を迎えておりますが、各種の社会教育事業についても新しい企画の検討や各種の施設運営でも利用者の要望や支援の在り方など、改めて市民の学びと行動をつなげる本市の社会教育の推進をめざし積極的な事業展開に努めてまいります。

今年度が実行元年となる赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の理念は、市の人口減少対策であると同時に、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を営むことができる地域社会の形成を目指しており、正に、教育全般が果たす役割は総合行政の一翼を担う意味からも大事であるという認識であります。従って、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略における教育行政にかかる具体的施策と事業については、所期の目的の実現に向け誠実に努めてまいります。

以上、平成28年度の教育行政執行方針を申し述べました。

本市の教育振興と発展のために全力で取り組んでまいりますので、議会をはじめ、市民のみなさまの教育行政に対する一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 暫時休憩といたします。

（午後 0時25分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第68号赤平市

情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第68号赤平市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

これまで赤平市情報公開条例で赤平市行政文書開示審査会を、赤平市個人情報保護条例で赤平市個人情報保護審査会をそれぞれ規定いたしまして、審査会の運営組織等につきましてもそれぞれ規則で定めておりましたが、行政不服審査法第81条により設置いたします赤平市行政不服審査会との関連からその位置づけ等を見直すことが必要でありましたこと、また国におきましては情報公開・個人情報保護審査会設置法として法で定めていることもございまして、今般赤平市情報公開・個人情報保護審査会として条例で定めることとしたものでございます。

以下、条ごとにご説明を申し上げます。

第1条につきましては、赤平市情報公開・個人情報保護審査会の設置について規定したものでございます。

第2条につきましては、赤平市情報公開条例または赤平市個人情報保護条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること等、審査会の所掌事項を規定したものでございます。

第3条につきましては、委員3人をもって組織するとした組織の規定でございます。

第4条につきましては、委員は市長が任命し、任期は3年とする等、委員について規定したものでございます。

第5条につきましては、審査会の会長について規定したものでございます。

第6条につきましては、審査会の会議について規定したものでございます。

第7条につきましては、会議の非公開について規定したものでございます。

第8条につきましては、審査請求に係る審査会の

調査権限について規定したものでございます。

第9条につきましては、審査請求人等から申し立てがあったときは審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないといたしました意見の陳述の規定でございます。

第10条につきましては、審査請求人等の意見書等の提出等について規定したものでございます。

第11条につきましては、提出資料の写しの送付等について規定したものでございます。

第12条につきましては、その他の審査会の調査権限について規定したものでございます。

第13条につきましては、審査会の答申書の送付等について規定したものでございます。

第14条につきましては、審査会の庶務は総務課において行うとした庶務の規定でございます。

第15条につきましては、この条例に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って定めるとした委任の規定でございます。

第16条につきましては、第4条第4項において委員の守秘義務について規定してございますが、同項の規定に違反した者の罰則を規定したものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第69号赤平市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課

長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第69号 赤平市行政不服審査会条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

全部改正されました行政不服審査法の第81条第1項におきまして、地方公共団体に執行機関の附属機関として法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための機関を置くこと定められ、さらに同条の第4項におきましては組織及び運営に関し必要な事項は当該機関を置く地方公共団体の条例で定めるとされておりますことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条ごとにご説明を申し上げます。

第1条につきましては、赤平市行政不服審査会の設置について規定したものでございます。

第2条につきましては、審査会の所掌事項を規定したものでございます。

第3条につきましては、委員3人をもって組織する組織の規定でございます。

第4条につきましては、委員は市長が任命し、任期は3年とするなど、委員について規定したものでございます。

第5条につきましては、審査会の会長について規定したものでございます。

第6条につきましては、審査会の会議について規定したものでございます。

第7条につきましては、審査会の庶務は総務課において行うとした庶務の規定でございます。

第8条につきましては、この条例に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って定めるとした委任の規定でございます。

第9条につきましては、第4条第4項において委員の守秘義務について規定してございますが、違反した者の罰則を規定したものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第8 議案第70号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第70号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政不服審査法が公正性の向上、使いやすきの向上等の観点から50年ぶりに全面的に見直され、審査請求への一元化や行政不服審査会等への諮問制度の導入などを内容といたしまして全部改正され、平成26年6月13日に公布、平成28年4月1日より施行されることとなっておりますが、このことに伴いまして赤平市情報公開条例、赤平市個人情報保護条例、赤平市行政手続条例、証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例、赤平市固定資産評価審査委員会条例、赤平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、赤平市税条例及び赤平市手数料徴収条例の8本の条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市情報公開条例の一部改正でございますが、第14条は第三者保護に関する手続についての規定でございますが、法の改正に伴う字句の改正等を行うものでございます。

第16条の2は、行政不服審査法による審理員による審理手続に関する規定の適用除外の規定として新

たに条を追加するものでございます。

第17条につきましては、不服申し立てに関する手続の規定としてございましたが、審査請求に関する手続の規定として改正するものでございます。

第18条及び第19条につきましては、それぞれ不服審査会の設置、不服審査会の権限を定めてございましたが、審査会につきましては赤平市情報公開・個人情報保護審査会として別に定めることから削除したものでございます。

第20条から第22条につきましては、それぞれ情報の提供、指定管理者の情報公開、運用状況の公表、委任について定めてございますが、さきの条の削除に伴いまして第18条、第19条、第20条、第21条として繰り上げるものでございます。

第2条関係は、赤平市個人情報保護条例の一部改正でございますが、第6条は個人情報取り扱いの範囲について定めてございますが、審査会については赤平市情報公開・個人情報保護審査会として別に定めますことから、字句の削除等を行うものでございます。

第25条は、費用の負担について定めてございますが、減免の規定として項を追加するものでございます。

第25条の2は、行政不服審査法による審理員による審理手続に関する規定の適用除外の規定として新たに条を追加するものでございます。

第26条につきましては、不服申し立てに関する手続の規定としてございましたが、審査請求に関する手続の規定として改正するものでございます。

第27条及び第28条につきましては、それぞれ審査会の設置、審査会の権限を定めてございますが、さきに申しあげましたとおり審査会につきましては赤平市情報公開・個人情報保護審査会として別に定めますことから削除したものでございます。

第29条から第33条につきましては、それぞれ他の制度との調整、運用状況の公表、苦情の申し出の処理、罰則、委任についてそれぞれ定めてございますが、さきの条の削除に伴いまして第27条、第28条、

第29条、第30条及び第31条として繰り上げるものでございます。

第3条関係は、赤平市行政手続条例の一部改正でございますが、第3条は適用除外について定めてございますが、法の改正に伴う字句の改正など行うものでございます。

第19条は、聴聞の主宰について定めてございますが、字句の整理を行うものでございます。

第4条関係は、証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、参考人等に対する実費弁償に対応できる規定を加えるため適用除外について定めてございます第4条を第5条とし、新たに準用の規定として条を追加するものでございます。

第5条関係は、赤平市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございますが、総務省自治税務局長の通知がございまして条例例が示されておりますことから、条例例に準じた改正としてございます。

第4条は、審査の申し出について定めてございますが、法の改正に伴い項の追加や根拠法令の改正による字句の改正など行うものでございます。

第6条につきましては、書面審理につきまして定めてございますが、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合の規定として項を追加するなど改めるものでございます。

第10条及び第11条につきましては、手数料の額、手数料の減免の規定としてそれぞれ追加するものでございます。

議事についての調書について規定してございました第10条につきましては、さきの条の追加によりまして第12条として繰り下げるものでございます。

決定書の作成について規定してございました第11条につきましては、決定書に記載する事項について定めるため号を追加するなど改めまして、さきの条の追加により第13条として繰り下げるものでございます。

第12条、第13条及び第14条につきましては、それぞれ審査の秩序維持、関係者に対する費用の弁償、

固定資産評価審査委員会規程への委任について定めてございましたが、さきの条の追加に伴いまして第14条、第15条、第16条として繰り下げるものがございます。

第6条関係は、赤平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、附則第3項につきましては報酬の特例を定めてございますが、情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会に関する規定を追加するため、表を改めるものがございます。

別表につきましては、第1条及び第2条に定めてございます報酬額、旅費の表となっておりますが、情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会に関する規定の追加等のため、表を改めるものがございます。

第7条関係は、赤平市税条例の一部改正でございますが、第18条の2は災害等による期限の延長について定めてございますが、法の改正に伴う字句の改正を行うものがございます。

第8条関係は、赤平市手数料徴収条例の一部改正でございますが、第6条は手数料の免除について定めてございますが、手数料の減免の規定といたしまして今般定めます行政不服審査法関連の手数料を除く手数料に係る規定として整理するものがございます。

第6条の2につきましては、行政不服審査関連の手数料に係る減免の規定として追加するものがございます。

別表につきましては、第2条第1項に定める手数料の単位や金額等を定めてございますが、行政不服審査法関連の手数料について定めるため、その他の手数料の10の項及び11の項として追加したものがございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとし、附則第2項といたしまして経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第71号赤平市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第71号赤平市職員の退職管理に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律によりまして地方公務員法が一部改正されまして、地方公務員の退職管理の適正を確保するため退職管理に関する規定が新たに設けられましたが、営利企業等に再就職した元職員に対し退職前の職務に関して現職職員への働きかけを禁止するなど職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものがございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、再就職者による依頼等の規制について定めたものでございます。

第3条は、離職者の任命権者への届け出について規定したものでございます。

第4条は、任命権者から市長への報告、そして市長の規則で定める事項の公表について定めたものでございます。

第5条は、届け出をせず、または虚偽の届け出をした者の過料の規定でございます。

附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第72号赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第72号赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乗じる調整率が変更となり、地方公務員災害補償法施行令についても改正を行い、平成28年1月22日付で公布、平成28年4月1日から施行する旨、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知がございましたことから、これに伴い所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

附則第5条につきましては、他の法令による給付との調整につきまして定めてございますが、今般の地方公務員災害補償法施行令の改正に伴いまして第1項及び第2項中の表の調整率0.86を0.88に変更するものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、

この条例は、平成28年4月1日から施行するものとし、附則第2項につきましては経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第73号赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第73号赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

市長、副市長の給料や議員報酬等の改正につきまして、平成27年11月9日、青年団体、医師会、産業関係団体、商工関係団体、労働団体、農業団体、女性団体よりご推薦をいただいた方で構成されます特別職報酬等審議会に市長より諮問し、ご審議いただいたところでございます。審議会におきましては、全道各都市、特に道内の類似団体や近隣市における報酬額の実態やその改定の状況、これまでの報酬の推移や道内他市町村の審議会の動向など慎重にご審議をいただきまして、平成27年11月19日にその答申がなされたところでございますが、市といたしましてもこの答申内容を慎重に検討し、またこれを尊重いたしまして報酬等の改定につきまして提案するものでございます。

改正の内容につきまして、対照表によりご説明申し上げます。

初めに、第1条関係、赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、第1条でございますが、報酬額につきまして、議長、月額34万8,000円を35万7,000円に、副議長、月額30万円を30万8,000円に、議員、月額27万7,000円を28万4,000円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、第2条関係、赤平市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、さきに期末手当の支給率につきまして改正してございますが、本年4月1日施行分に今回の給料改正等の改正規定を加えるため改めるものでございまして、附則第2項は給料の特例を規定してございますが、特例の期間を平成28年4月1日から当分の間とし、市長、月額77万4,000円を81万7,000円に、副市長、月額63万1,000円を66万6,900円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、第3条関係、赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正でございますが、附則第3項は給料の特例を規定してございますが、特例の期間を平成28年4月1日から当分の間とし、月額54万3,000円を57万3,800円に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとし、赤平市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます第2条の規定につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、

審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、若山議員、向井議員、伊藤議員、獅畑議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村議員、以上9名を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第12 議案第74号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第74号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の具体的な施策にまち全体で子育てを応援するなど盛り込んでございますが、子育てに関するものなど制限等をする行政サービスを見直し、また制限等をする行政サービスは規則で定めることといたしましたこと、さらに行政不服審査法の改正に伴う所要の改正等がございましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきましては別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第2条は、用語の意義について定めてございますが、条例名等整理するため字句の改正等を行うものでございます。

第3条は、特定滞納者等に対する特別措置について定めてございますが、制限等をする行政サービスは規則で定めることといたしますことから、字句を

改めるものでございます。

第5条は、特定滞納者等の確認について定めてございますが、第3条の改正と同様、制限等をする行政サービスは規則で定めることとすることなどから、字句を改めるものでございます。

第8条は、不服申し立てについて定めてございますが、行政不服審査法の改正に伴い字句の改正等を行うものでございます。

別表につきましては、行政財産の使用許可など62の行政サービスを掲載してございましたが、規則で定めることとするため削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第13 議案第75号あかびら創生寄附条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第75号あかびら創生寄附条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきに策定いたしました赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、市民の総意をもってオール赤平で取り組んでいかなければなりません。市民、企業、団体等からの協力や市の財源確保によりあかびら創生基金を創設し、実現性をより一層高めていくこととするため、本条例を制定するものでございます。

以下、条ごとにご説明を申し上げます。

第1条につきましては、この条例の目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、寄附金を財源として行う事業を規定したものでございます。

第3条につきましては、事業の指定などを規定したものでございます。

第4条につきましては、寄附金を事業に充てるため、あかびら創生基金を設置する規定でございます。

第5条につきましては、基金への積み立てについて規定したものでございます。

第6条につきましては、寄附者への配慮について規定したものでございます。

第7条につきましては、基金の管理について規定したものでございます。

第8条につきましては、基金の運用益金の処理について規定したものでございます。

第9条につきましては、基金の繰りかえ運用の規定でございます。

第10条につきましては、基金の処分についての規定でございます。

第11条につきましては、基金の運用状況を毎年公表することを規定したものでございます。

第12条につきましては、規則への委任について規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第14 議案第76号赤平市

人材育成・定住促進奨学金貸与条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第76号赤平市人材育成・定住促進奨学金貸与条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

奨学資金貸付金の返還金免除につきましては、卒業後に本市へUターンしていただき、市内企業に継続的に就労された方に対して貸付金の返済免除することで地元雇用の拡大を図るといたしまして赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に重点施策の一つとして位置づけられてございますが、赤平市に定住を志向する有為な人材の育成及び確保を目的とし、優良な生徒、学生であって経済的な理由により修学が困難な者に学業に必要な資金を貸与するため、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学または大学院に在学していることなど、奨学金の貸与を受ける者の資格について定めたものでございます。

第3条は、奨学金の貸与を受ける者の選定について規定したものでございます。

第4条は、奨学金の額について定めたものでございます。

第5条は、奨学金の貸与期間の規定でございます。

第6条は、奨学金の交付について定めたものでございます。

第7条は、奨学金の一時休止及び廃止について定めたものでございます。

第8条は、奨学金の返還について定めたものでございます。

第9条は、奨学金の返還の猶予について定めたものでございます。

第10条は、市内に居住していると認められること、市内で就業していると認められる場合など、奨学金の返還の免除について定めたものでございます。

第11条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は教育委員会規則で定めるとした委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（北市勲君）日程第15 議案第77号赤平市高等学校等通学費等支援条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第77号赤平市高等学校等通学費等支援条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度で赤平高校が閉校となり、市外の高校へ進学するしか選択肢がなくなりましたことから、新たな負担となる通学費等の一部を助成し、進学、通学しやすい環境づくりを進めるといたしまして高校通学費等の助成につきまして赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に位置づけられておりますが、

高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に就学している生徒の通学費及びその他就学に伴う経費の一部を助成するための支援金を交付し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、当該生徒の健全な育成の推進及び進学の奨励による教育の振興に資するをいたしまして本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、条例の目的を規定したものでございます。

第2条は、支援金の交付の対象となる者について定めたものでございます。

第3条は、支援金の額について規定したものでございます。

第4条は、支援金の交付期間について定めたものでございます。

第5条は、支援金の交付申請や決定について規定したものでございます。

第6条は、支援金の請求期間について定めたものでございます。

第7条は、支援金の交付を取り消し、または返還を命ずる場合について定めたものでございます。

第8条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は教育委員会規則で定めるとした委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（北市勲君） 日程第16 議案第78号赤平市子ども医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第78号赤平市子ども医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策の一つといたしまして、現行の中学生以下の医療費無料化制度を高校まで拡充し、安心して子供を産み育てることができる環境をつくることとして中学生以下の医療費無料化の拡充が位置づけられておりますが、このため赤平市子ども医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市子ども医療費助成に関する条例の一部改正でございますが、第2条は用語の定義について規定してございますが、対象者を満18歳と拡大し、また法律の題名等を改めるため字句の改正を行うものでございます。

第3条につきましては、受給資格者について規定してございますが、対象者を満18歳と拡大いたしますが、対象とならない者の規定を定め、さらに文言の整理を行うものでございます。

第6条につきましては、助成の範囲について規定してございますが、生活保護法については第3条に

おいても引用してございますことから、括弧書きを削除するものでございます。

次に、第2条関係、赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正でございますが、第2条につきましては用語の定義を規定してございますが、法律の題名を改めるなど文言の整理を行うものでございます。

第4条につきましては、対象者を満18歳と拡大いたしますことから、ただし書き中の字句を改めるものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項といたしまして、改正後の赤平市子ども医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給につきましては、なお従前の例によることとした経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（北市勲君） 日程第17 議案第79号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第79号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険法第78条の4により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされておりますが、昨年1月9日の厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申がございまして、既に平成27年4月1日施行分の省令については公布されており、同様に条例も改正したところでございますが、今般平成28年4月1日から施行される部分を盛り込みました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が2月5日に公布され、厚生労働省令で定める基準でございます指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されましたことから、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから3ページをご参照願います。目次につきましては、地域密着型通所介護の規定といたしまして第3章の2を追加することから改正するものでございます。

第14条から第30条までの改正でございますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての規定でございますが、引用してございます法の条項の改正等に伴い字句を改めるものでございます。

第54条につきましては、夜間対応型訪問介護についての規定でございますが、規定の範囲を整理し、字句を改めるものでございます。

次に、3ページから23ページをご参照願います。地域密着型通所介護の規定といたしまして第3章の2を追加するものでございますが、第59条の2から第59条の38までの37条で構成してございまして、地域密着型通所介護に係ります人員や設備、運営に関する基準などや指定療養通所介護に係ります人員や設備、運営に関する基準など定めるものでございます。

23ページから26ページをご参照願います。第60条から第80条までの改正でございますが、認知症対応型通所介護についての規定でございますが、第3章の2の追加によりまして適用条項を整理するため字句を改めましたり、準用規定の適用による条の削除を行うなど改正するものでございます。

26ページ及び27ページをご参照願います。第87条から第108条までの改正でございますが、小規模多機能型居宅介護についての規定でございますが、引用してございます法の条項の改正や第3章の2の追加等のため字句を改めましたり、準用規定の適用による条の削除等改正するものでございます。

27ページ及び28ページをご参照願います。109条から第128条までの改正でございますが、認知症対応型共同生活介護についての規定でございますが、引用してございます法の条項の改正や第3章の2の追加等のため字句を改めるなど改正するものでございます。

28ページ及び29ページをご参照願います。第129条から第149条までの改正でございますが、地域密着型特定施設入居者生活介護についての規定でございますが、引用してございます法の条項の改正や第3章の2の追加等のため字句を改めるなど改正するものでございます。

29ページから32ページをご参照願います。第150条から第189条までの改正でございますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての規定でございますが、引用してございます法の条項の改正や第3章の2の追加等のため字句を改めるなど改正をするものでございます。

32ページから34ページをご参照願います。第201条及び第202条の改正でございますが、看護小規模多機能型居宅介護についての規定でございますが、引用してございます法の条項の改正や第3章の2の追加等のため字句を改めるなど改正をするものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとし、附則第2項につきましてはサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の事業を開始する場合の経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第18 議案第80号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第80号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険法第115条の14により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされておりますが、前議案同様指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が2月5日に公布されまして、厚生労働省令で定める基準でございます指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されましたことから、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第9条につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について規定してございますが、引用条項を改めるため字句の改正等を行うものでございます。

第39条につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の地域との連携等につきまして規定してございますが、運営推進会議の規定を置くこととするため項を追加するなど改めるものでございます。

第40条につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の記録の整備につきまして規定してございますが、運営推進会議に関する記録の規定を追加するものでございます。

第62条につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の地域との連携等について規定してございますが、第39条の規定を準用することといたしますことから削除するものでございます。

第64条につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の記録の整備につきまして規定してございますが、第39条を準用することといたしますことから、字句を改めるなど整理するものでございます。

第65条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業に係る準用の規定でございますが、第39条中の字句の読みかえを規定するなど改めるもの

でございます。

第74条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る設備に関する基準について規定してございますが、字句を整理するものでございます。

第85条につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の記録の整備につきまして規定してございますが、第39条を準用することといたしますことから、字句を改めるなど整理するものでございます。

第86条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護事業に係る準用の規定でございますが、第39条の字句の読みかえを規定するなど整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第19 議案第81号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第81号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の策定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

これまで過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、平成12年に10年間の時限立法として制定された過疎地域自立促進特別措置法に至るまで約40年にわたり特別措置が講じられてきまし

た。しかし、過疎地域においては人口減少に歯どめがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など依然として厳しい状況にありますことから、平成22年に法が改正されまして法期限が平成28年3月31日まで延長されましたことから、当市におきましても過疎地域自立促進市町村計画も期限に合わせ策定いたしまして実施してきたところでございます。その後さらに平成24年に法が改正されまして、期限を平成32年度まで延長することとされておりますことから、引き続き同法の第6条第1項の規定によりまして平成33年3月31日までの過疎地域自立促進市町村計画を策定し、自立促進に向けた取り組みを進めていきたいとするものでございます。

なお、本計画につきましては北海道と協議をいたしましたりましたが、本年2月26日付で北海道知事より協議が調った旨の通知をいただいたところでございます。

別冊の赤平市過疎地域自立促進市町村計画についてご説明を申し上げます。

初めに、目次でございますが、同法第6条第2項の規定に基づき10項目にわたり定めたものでございますが、1、基本的な事項につきましては赤平市の概況や地域の自立促進の基本方針等について掲載させていただき、2の産業振興以降につきましては現況と問題点、その対策、事業計画の3点で構成し、掲載させていただいております。

1ページ以降、詳細につきましては説明を省略させていただきますが、14ページ及び15ページをごらんいただきたいと思います。地域の自立促進の基本方針及び計画期間につきまして記載してございますが、北海道総合計画及び北海道総合開発計画との整合性を図り策定いたしました第5次赤平市総合計画の実現を目指すことを基本方針とし、本計画の期間につきましては平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間としてございます。

なお、今後状況の変化等により過疎計画に登載し

た事業の見直しや事業の追加の必要性が生じた際には、北海道との協議を踏まえまして議会の議決を得ることで本計画の一部変更を行うなど適宜適切に対応してまいります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第20 議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（福栄地区集会所外26施設）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（福栄地区集会所外26施設）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

先般別添の参考資料のとおり選定委員会において選定が行われ、応募があった町内会等を選定することとして報告がございましたが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、別紙のとおり公の施設の指定管理者の指定を行うため提案するものでございます。

別紙をごらん願います。指定管理者に管理を行わせる公の施設及び指定管理者となるべき団体は、表に記載のとおりでございます。赤平市地域コミュニティセンターにつきましては福栄地区集会所については福栄連合町内会を、百戸コミュニティセンターについては百戸町内会を、茂尻地区集会所については茂尻本町町内会を、高齢者コミュニティセンターについては平岸連合町内会を、日の出地区集会所については日の出町内会を、コミュニティセンター

住吉獅子会館については住吉町内会を、豊丘地区集会所については豊丘町内会を、共和地区集会所については共和町内会を、豊里ふるさと会館については宮下町町内会を、泉町会館については泉町振興会を、平岸東町会館については平岸東町町内会をそれぞれ指定管理者の候補者と選定いたしまして、赤平市生活館につきましては赤平市住友生活館については新住吉町内会を、赤平市豊栄生活館については豊栄町町内会を、赤平市茂尻生活館については茂尻元町町内会を、赤平市平岸生活館については平岸曙町町内会を、赤平市若木生活館については若木町町内会を、赤平市赤間生活館については赤間町内会を、赤平市文京生活館については文京町内会をそれぞれ指定管理者の候補者と選定いたしまして、赤平市高齢者福祉研修施設につきましては赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブについては茂尻栄町町内会を、赤平市寿の家豊里老人クラブについては幸町町内会を、赤平市寿の家茂尻老人クラブについては茂尻中央町町内会を、赤平市寿の家住友老人クラブについては住友赤平老人クラブを、赤平市寿の家若木町老人クラブについては若木町老人クラブを、赤平市老人研修センターについては赤平寿老人クラブを、赤平市寿の家茂尻新町老人クラブについては茂尻新町町内会を、赤平市寿の家茂尻春日町老人クラブについては茂尻春日町町内会を、赤平市寿の家昭和町老人クラブについては昭和町町内会をそれぞれ指定管理者の候補者として選定したところでございます。

指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号につい

ては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第21 議案第83号和解についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第83号和解につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

右腰部痛及び右下腹部の放散により、平成26年10月9日午前6時12分に救急車で搬入、救急外来を受診されまして点滴静脈注射を施行いたしました。左橈骨静脈にサーフロー針を刺した直後に激しい痛みのお訴えはありましたものの、腫れたり、血液が逆流するなど見られなかったことから、針を抜かず、そのまま挿入を継続したものでございます。点滴中の痛みやしびれ等の訴えはありませんでしたが、5日後患者から左手首針挿入部のしびれと痛みがあるが、放置してよいものかとの問い合わせがございまして、同日当院の内科外来で診察し、点滴静脈注射との因果関係がわからないことから、末梢性神経障害治療薬を処方し、経過観察としたところでございます。翌月4日、左橈骨神経損傷による麻痺の傷病名が記載されました砂川市立病院神経科医による診断書が提出されましたことから、ご自宅を訪問し、今後の治療について話し合いを行わせていただきましたが、専門医による治療を継続してもらうこととし、以降11回に及ぶ通院をされまして平成27年12月2日に治療を終了し、局部に神経症状を残すものの後遺障害程度判定を受けたものであります。

注射針を刺す際には、神経損傷を避けるため患者にしびれや電撃痛などが走った場合には直ちに中止し、針を抜く必要がございましたが、このたびはこれを怠り、さらに今回の施行部位は神経損傷の可能性が高く極力避けるべき部位であったことなどから、施術者の注意義務違反があったと評価されるものではございますが、相手方は訴訟を提起することなく、話し合いでの和解を望んでおられましたことから、双方誠意を持って和解協議を進めまして、今

般協議の結果、当院が加入しております全国自治体病院協議会における賠償責任保険により損害賠償金81万1,552円を支払うことで合意する見込みとなりましたことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第22 議案第91号平成28年度赤平市一般会計予算、日程第23 議案第92号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第24 議案第93号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第25 議案第94号平成28年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第26 議案第95号平成28年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第27 議案第96号平成28年度赤平市霊園特別会計予算、日程第28 議案第97号平成28年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第29 議案第98号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第30 議案第99号平成28年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第31 議案第100号平成28年度赤平市水道事業会計予算、日程第32 議案第101号平成28年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島美孝君）〔登壇〕平成28年度的一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たりまして、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

本市の財政状況は、平成26年度決算においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標は全て健全段階を維持し続ける結果となって

おり、平成27年度決算においても同様の結果を継続できると見込んでおります。しかし、人口減少等により自主財源は減少傾向にあり、財政運営は厳しい状況が続いております。こうした中、平成28年度の予算編成においても効率、効果的な予算編成に努めつつ、一方では赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略を最優先とし、第5次赤平市総合計画を推進するなど最重要課題となる人口減少対策に取り組んでまいります。このため、企業支援事業補助金や人材育成・定住促進奨学金、持ち家住宅建設事業補助金、医療費無料化の拡大並びに高校等通学費等助成事業など総合戦略が示す4つの基本目標に沿った重点施策、企業振興促進事業やチャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業、産業振興人財育成事業、農業後継者サポート事業など産業振興、保育所保育料の50%の軽減、インフルエンザ接種費用の一部助成、社会教育、体育施設の使用料の無料化などの少子化対策、福栄団地の改良住宅建替事業、道路、公園整備事業などの住環境整備に関する予算を計上しております。

結果、歳入の市税につきましては、軽自動車税は軽4輪貨物の税率改正により対前年度比13.5%の増となっておりますが、納税義務者数の減少や企業情勢などにより市税全体としては対前年度比1.4%の減となっております。地方交付税につきましては、地方財政計画を基本に国勢調査人口の減少などを勘案し、普通交付税としては対前年度比0.3%の減、特別交付税については近年の実績を考慮し、対前年度比1.2%の増、地方交付税の振りかえ措置となる臨時財政対策債は対前年度比8.4%の減、臨時財政対策債を含む地方交付税総額は対前年度比1億4,613万円、3.3%の減となっております。

次に、歳出であります。赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策予算として1億8,699万9,000円の予算計上、普通建設事業費については赤平消防署消防総合庁舎建設事業並びに消防救急デジタル無線整備事業の完了により対前年度比1億3,558万円の11.3%の減となっております。

以上、一般会計の予算規模は87億1,947万3,000円、対前年度比1億9,352万1,000円、2.2%の減となっており、歳入不足額を補填する財政調整基金繰入金は3億3,479万1,000円、対前年度比249万9,000円、0.7%の減となっております。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が19億3,189万2,000円、後期高齢者医療特別会計が2億4,207万7,000円、土地造成事業特別会計が17万円、下水道事業特別会計が6億458万4,000円、霊園特別会計が473万6,000円、用地取得特別会計が4,531万9,000円、介護サービス事業特別会計が2億670万8,000円、介護保険特別会計が14億2,037万4,000円となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が5億2,926万7,000円、病院事業会計が27億1,521万7,000円となっており、病院事業会計については旧病棟除却事業費の減少や公立病院特例債の償還終了などにより前年度より大幅に減額となっております。

以上、全会計の予算総額は164億1,981万7,000円、対前年度比9億8,211万円、5.6%の減となっております。

以下、予算書の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成28年度各会計予算及び予算説明書により、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、議案第91号平成28年度赤平市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

平成28年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億1,947万3,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起

こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によります。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めません。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、地方債につきましては、排水整備事業ほか5件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項3軽自動車税、目1軽自動車税として2,082万5,000円、前年度比248万3,000円の増額であります。主に軽4輪貨物の税率改正によるものであります。

14ページをお願いいたします。款6地方消費税交付金として2億4,412万円、前年度比1,489万9,000円の増額であります。国が示す地方財政計画の対前年度伸び率6.5%を勘案し、計上するものであります。

款9地方交付税として40億7,527万9,000円、前年度比1億2,755万8,000円の減額であります。普通交付税につきましては本市独自の算定要素として市税並びに公債費等を加味し、地方財政計画の対前年度減少率の0.3%を勘案したほか、さらに国勢調査人口の減少による影響額として2億円の減少を想定し、対前年度比1億3,755万8,000円の減額となっております。また、特別交付税につきましては、地方財政計画の対前年度減少率の0.3%を勘案しておりますが、近年の実績を加味したことによって前年度比1,000万円の増額となっております。

18ページをお願いいたします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金として8億6,730万1,000円、前年度比4,867万2,000円の減額であります。主に生活保護費の扶助費について実績に基づき見直したことによって生活保護費国庫負担金として前年度比5,315万6,000円の減額となってお

ります。

22ページをお願いいたします。同じく項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金として3億758万6,000円、前年度比2億34万1,000円の増額であります。福栄団地の改良住宅建設事業の年に当たることや平成27年度当初予算は骨格予算であったため道路整備事業費や橋梁長寿命化事業費などの予算が一部未計上であったことから、大幅に増額となっております。

28ページをお願いいたします。款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として1億円、前年度比9,800万円の増額であります。寄附者に対する返礼品を開始した平成27年度の実績を踏まえ、増額となっております。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として3億3,479万1,000円、前年度比249万9,000円の減額であります。本定例会による補正後の金額から今回の繰入金を差し引いた基金残高は16億1,216万2,000円となります。

同じく目3あかびらガンバレ応援基金繰入金として1億1,559万4,000円ありますが、平成27年度のふるさとガンバレ応援寄附金を活用するものであります。

同じく目4あかびら創生基金繰入金として5,763万1,000円ありますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略のソフト事業を中心とした重点施策に充当するものであります。

30ページをお願いいたします。款19諸収入、項4受託事業収入、目4JR赤平駅受託事業収入として240万円ありますが、駅の有人化を継続するため市が駅業務をJRから受託することとなったためであります。

同じく項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入として894万3,000円ありますが、市内1企業の工場増設に対する補助金に充当されるもので、本基金の活用については平成28年度をもって終了することになります。

次に、歳出であります。44ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目7財産管

理費、節15工事請負費として2,816万7,000円ですが、主に旧赤平消防署庁舎除却工事費を計上しております。

46ページをお願いいたします。同じく目9企画費として1億6,507万2,000円、前年度比1億5,241万円の増額であります。民間賃貸住宅家賃助成事業補助金の対象者の増加や転入者の年齢要件廃止による制度拡充等により前年度比583万2,000円の増額、あかびらガンバレ応援基金積立金として前年度比9,800万円の増額、ふるさとガンバレ応援寄附者に対する返礼品代並びに手数料等で約5,000万円を増額しております。

同じく目10地域おこし協力隊事業費として1,248万1,000円、前年度比469万9,000円の増額ありますが、2名の継続する隊員の事業費用のほかにチャレンジジョブ業務を行う隊員1名を新たに採用するためであります。

52ページをお願いいたします。同じく目16コミュニティセンター費として1,378万円ありますが、庁舎管理費で計上されていたコミュニティセンター並びにコミュニティセンター別館の予算を振りかえるほか、旧平岸小学校校舎及び屋内体育館を複合施設として利用するため平岸地域複合施設実施設計委託料として1,000万円を計上しております。

56ページをお願いいたします。同じく項2徴税费、目2賦課徴収費として2,720万6,000円、前年度比872万6,000円の増額ありますが、主に平成30年度固定資産税の評価がえに向けた路線価評価業務委託料として382万4,000円、土地評価鑑定委託料として335万9,000円の計上によるものであります。

74ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目6医療給付費、節20扶助費ですが、中学生以下の医療費無料化を18歳以下の未就労者等に拡大するため、拡大分として427万8,000円を計上しております。

78ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目2母子福祉費、節20扶助費として、ひとり親家庭が戸建てまたは民間賃貸住宅に入居している

世帯に対するひとり親家庭家賃助成金として120万円、ひとり親家庭の子供が小中学校、高校等に入学する際のひとり親家庭入学支度助成金として291万円を計上しております。

86ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費として6億4,348万2,000円、前年度比6,965万6,000円の減額ではありますが、主に生活保護扶助費の実績を勘案し、減額となっております。

92ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3感染症予防費、節13委託料であります。平成28年度から北海道においても日本脳炎ワクチンの接種が開始されることや平成27年度に小児インフルエンザワクチンの接種費用の負担がふえた分を抑制することなどで予防接種委託料として前年度比661万5,000円の増額となっております。

106ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料として1,577万1,000円ではありますが、農業基盤整備を行うため圃場整備測量調査設計委託料として1,549万円を計上しております。

116ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節13委託料として291万6,000円ではありますが、道内の大学、高校、専門学校に配付するための地域情報誌製作委託料を計上しております。同じく節19負担金補助及び交付金として5,072万7,000円ではありますが、企業1社の工場増設等に対する企業振興促進事業補助金として1,849万9,000円、企業1社の工場増設等に対する赤平市産炭地域新産業創造等事業助成金補助金として894万4,000円、市内で起業される方を対象とした赤平市起業支援事業補助金として300万円、平成27年度は繰越明許予算であったスーパープレミアムつき商品券発行助成補助金として1,000万円を計上しております。

同じく目2観光費、節19負担金補助及び交付金として1,768万円ではありますが、AKABIRAベースのモデル事業費を含む赤平特産品推進協議会補助金として1,098万円を計上しております。

120ページをお願いいたします。款8土木費、項1

土木管理費、目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金として3,625万1,000円ではありますが、民間賃貸住宅建設の戸当たり助成額を100万円に引き上げ、民間賃貸住宅建設助成事業補助金として1,200万円、持ち家住宅建設時に最大200万円、中古住宅購入時に最大150万円、さらに子育て世帯への加算も行う持ち家住宅建設助成事業補助金として1,215万円を計上しております。

124ページをお願いいたします。同じく項2道路橋りょう費、目3除雪対策費、節18備品購入費として3,307万5,000円ではありますが、主に除雪ドーザ1台を更新するものであります。

同じく目4道路新設改良費、127ページの節15工事請負費として1億5,260万円ではありますが、文京学園通、文京学園通歩道、朝陽台5号小路、西文1条通、曙南5号通の改良舗装、やすらい通排水整備の工事費であります。

126ページの同じく目6橋りょう改良費、129ページの節15工事請負費として2,700万円ではありますが、新成大橋改修工事であります。

132ページをお願いいたします。同じく項4都市計画費、目2公園費、節15工事請負費として4,830万円ではありますが、桜木町公園、翠光苑、赤平公園の改築工事並びに独歩苑、逍遙路駐車場整備工事等であります。

136ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費、139ページの節15工事請負費として3億1,086万1,000円ではありますが、福栄団地10号棟1棟8戸の建設、春日第一団地3棟12戸、新春日団地9棟24戸、若草団地1棟6戸の除却、青葉団地、桜木団地、元町東団地、新光西団地の住宅改善の工事費であります。

140ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目1消防総務費として3億7,943万5,000円、前年度比6億4,182万2,000円の減額ではありますが、平成27年度の赤平消防署消防総合庁舎建設事業及び消防救急デジタル無線整備事業の完成により減額となり、平成28年度は水槽付消防ポンプ自動車1台を

更新するため滝川地区広域消防事務組合負担金の投資的経費分として6,499万6,000円を計上しております。

142ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、145ページの節18備品購入費として737万2,000円ではありますが、29人乗りのスクールバス1台を購入するものであります。同じく節20扶助費として1,507万2,000円ではありますが、高校等へ通学する生徒のため通学等助成費として1,500万円を計上しております。

148ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目2教育振興費、151ページの節19負担金補助及び交付金として57万3,000円ではありますが、ICT活用による授業を推進するためタブレット端末等の購入の交付金として50万円を計上しております。

154ページをお願いいたします。同じく項4中学校費、目3統合中学校建設費として8,708万6,000円ではありますが、主に統合中学校実施設計委託料として7,200万4,000円、立木伐採工事費として540万円を計上しております。

156ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費、節8報償費として13万8,000円ではありますが、高齢者人材バンク事業として登録者の指導に対する謝礼を計上しております。同じく節9旅費として66万1,000円ではありますが、炭鉱遺産の日本登録有形文化財等の登録を研究するための視察並びに研修費用を計上しております。

174ページをお願いいたします。款11公債費として9億2,312万円、前年度比1,067万円の増額ではありますが、平成24年度借入れの元利均等償還の元金償還が開始となることや地方公共団体金融機構並びに財務局の借入れに関しては平成27年度借入れから元金均等償還が可能となったため元金が増額となり、利子が減額となっております。

178ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目9病院事業会計繰出金として6億8,114万1,000円、前年度比1億8,358万7,000円の減額ではありますが、主に公立病院特例償還金の

終了、小児医療に要する経費の交付税措置額の減額、リハビリテーション医療に要する経費の増額、医師確保対策に要する経費の増額によるものであります。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第92号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。195ページをお願いいたします。

平成28年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億3,189万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。201ページをお願いいたします。最初に、歳入ではありますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として1億4,665万5,000円、前年度比3,076万3,000円の減額ではありますが、主に医療給付費分現年課税分として人口減少や後期高齢者医療への移行によって被保険者数が減少しているためであります。

203ページをお願いいたします。款4前期高齢者交付金として5億5,830万8,000円、前年度比5,549万7,000円の減額ではありますが、1人当たり療養費の減少並びに被保険者数の減少によるものであります。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1国民健康保険事業財政調整基金繰入金として2,604万8,000円であ

りますが、歳入不足額を調整するものであります。

217ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2 保険給付費、項1 療養諸費、目2 退職被保険者等療養給付費として3,448万7,000円、前年度比1,621万1,000円の減額であります。被保険者数並びに1人当たり療養費の減額によるものであります。

227ページをお願いいたします。款3 後期高齢者支援金等費、項1 後期高齢者支援金等費、目1 後期高齢者支援金として1億3,045万円、前年度比1,553万6,000円の減額であります。負担金の基礎となる74歳までの被保険者数の減少によるものであります。

233ページをお願いいたします。款6 介護納付金として3,986万2,000円、前年度比1,134万6,000円の減額であります。近年の実績に基づくものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第93号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。257ページをお願いいたします。

平成28年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,207万7,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。263ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 後期高齢者医療保険料として1億6,810万2,000円、前年度比1,025万2,000円の減額であります。被保険者数は微増となっております。広域連合から示される保険料率の引き下げによって減額となっております。

269ページをお願いいたします。歳出であります

が、款2 後期高齢者医療広域連合納付金として2億3,045万4,000円、前年度比1,093万2,000円の減額あります。広域連合からの通知に基づき事務費及び保険基盤安定化分は増額となっております。保険料分が減額となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、281ページをお願いいたします。議案第94号平成28年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書にてご説明申し上げます。287ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入として1,000円、前年度と同額であります。引き続き福栄団地2区画、翠光団地3区画、美園1区画の宅地分譲を行うため科目存置として計上するものであります。

289ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 宅地造成費、項1 造成総務費、目1 造成管理費として7万円、前年度と同額であります。宅地分譲地の状況に応じて環境整備を行うものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、294ページをお願いいたします。議案第95号平成28年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億458万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分

ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

297ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あっせんに係る債務保証であります。期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

298ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。下水道整備事業として限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。302ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料として1億5,926万4,000円、前年度比743万4,000円の減額であります。世帯数の減少並びにあかびら市立病院の病棟建てかえによる節水等によるものであります。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金として2億4,464万円、前年度比921万7,000円の減額であります。歳出予算規模の縮小によるものであります。

304ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 下水道事業費、項1 下水道事業費、目2 公共下水道事業費として8,072万9,000円、前年度比1,131万7,000円の増額であります。主に実施設計委託料が減額となり、公共下水道管渠新設工事費が増額となっております。

308ページをお願いいたします。同じく目4 公共下水道維持管理費として5,306万円、前年度比985万円

の減額であります。主に管渠調査清掃委託料並びに公共下水道補修工事費の減額によるものであります。

312ページをお願いいたします。款2 公債費、項1 公債費として4億2,864万7,000円、前年度比1,267万8,000円の減額であります。借入額の減少と利率が高かった時期の償還が終了しているため元金と比較して利子のほうが大きく減額となっております。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、326ページをお願いいたします。議案第96号平成28年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ473万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。332ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2 繰入金として219万4,000円、前年度比54万2,000円の増額であります。主に修繕料及び委託料の増額によるものであります。

334ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 霊園費、項1 霊園総務費、目1 一般管理費として423万6,000円、前年度比54万2,000円の増額であります。主に道路並びに管理棟の屋根の修繕料、管理委託業務の増加に伴う委託料の増額によるものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、339ページをお願いいたします。議案第97号平成28年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

れ4,531万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。345ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として4,531万7,000円、前年度比2,000円の減額であります。公債費に充当するものであります。

347ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1公債費として4,531万9,000円、前年度比1,000円の減額であります。元利均等償還による元金の割合が増加しており、元金が増額となり、利子が減額となっております。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、351ページをお願いいたします。議案第98号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。平成28年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億670万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。357ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1サービス収入、項1介護給付費収入、目2施設介護サービス費収入として1億2,576万9,000円、前年度比1,208万7,000円の増額であります。要介護度別単価の減額によるものであります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として877万1,000円、前年度比729万4,000円の増額であります。主に人事異動に伴う介護予防支援事業費の人件費の増額によるものであります。

361ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として1億5,052万4,000円、前年度比1,048万5,000円の減額であります。主に愛真ホームの正職員の減少による人件費の減額によるものであります。

369ページをお願いいたします。款2サービス事業費、項3介護予防支援事業費、目1介護予防支援事業費として1,341万6,000円、前年度比706万円の増額であります。主に職員1名の増加による人件費の増額によるものであります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、381ページをお願いいたします。議案第99号平成28年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,037万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。387ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者介護保険料として2億4,743万5,000円、前年度比292万5,000円の減額であります。被保険者数は横ばいですが、階層の変化によるものであります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2億1,830万9,000円、前年度比1,042万5,000円の減額であります。主に人事異動並びに職員数1名の減少によるものであります。

391ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として3,150万円、前年度比1,558万7,000円の減額であります。主に人事異動並びに職員数1名の減少によるものであります。

399ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費として2億5,770万円、前年度比2,140万円の減額、同じく目2地域密着型介護サービス給付費として1億7,920万円、前年度比1,840万円の増額であります。主に18人以下の利用者の事業所が居宅介護サービス給付費から地域密着型介護サービス給付費に移行となるためであります。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第100号平成28年度赤平市水道事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、平成28年度赤平市水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、平成28年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数5,047戸、年間総配水量164万立方メートル、1日平均配水量4,493立方メートルとします。主要な建設改良につきましては、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款水道事業収益は3億5,125万8,000円とし、支出の第1款水道事業費用は3億950万1,000円といたします。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額

9,554万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。収入であります。第1款資本的収入は1億2,422万6,000円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は2億1,976万6,000円であります。

第5条、企業債の建設改良の限度額を7,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として2,863万9,000円であります。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,709万6,000円であります。

第8条、棚卸資産の購入限度額は149万3,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成28年度予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出であります。収入として、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億7,410万円を計上しております。

項2営業外収益、目2長期前受金戻入として4,392万6,000円であります。

4ページをお願いいたします。支出として、款1水道事業費用、項1営業費用として2億7,357万7,000円を計上しております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入として、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として7,000万円を計上しております。

支出として、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として9,760万円、目4浄水施設改良費として2,240万円を計上しております。

6ページをお願いいたします。平成28年度予定キャッシュフロー計算書であります。

7ページから10ページは、給与費明細書であります。

11ページから12ページは、平成28年度予定貸借対

照表であります。8、剰余金、(2)、利益剰余金として7億3,672万5,000円を見込むものであります。

13ページは平成27年度予定損益計算書、14ページから15ページは平成27年度予定貸借対照表であります。

16ページ以降は注記表であります。説明を省略させていただきます。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第101号平成28年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、平成28年度赤平市病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、平成28年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を4万1,610人、1日平均114人、外来患者延べ数を8万1,852人、1日平均336人を見込んでおります。主な建設改良事業については、記載のとおりであります。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款病院事業収益として22億8,488万6,000円とし、支出につきましては第1款病院事業費用として23億3,574万5,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,141万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,141万8,000円で補填するものであります。

次に、2ページをお願いいたします。収入につきましては、第1款資本的収入として3億3,805万4,000円、支出につきましては第1款資本的支出として3億7,947万2,000円といたします。

第5条、企業債の限度額を病棟建替事業、医療機器整備事業、医療施設整備事業の限度額、起債の方

法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額は、30億円と定めません。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として13億393万7,000円、交際費として40万円といたします。

第8条、他会計からの補助金につきましては、研修医の件費を含む医師確保対策に要する経費など1億3,039万7,000円といたします。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、2億6,109万7,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成28年度予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出であります。収益的収入につきましては款1病院事業収益、項1医業収益として18億7,598万4,000円ですが、1日の入院患者数及び外来延べ患者数において前年度と同数を見込むものであり、入院収益につきましては療養病棟の単価等の実績に基づき増額となっております。

同じく項2医業外収益として4億868万1,000円、4ページの項3特別利益として22万1,000円ですが、主に前年度において病院特例債の償還を終えたことにより償還利息及び償還元金に対する一般会計負担分の繰入金が減額となっております。

5ページをお願いいたします。収益的支出につきましては、款1病院事業費用、項1医業費用として22億1,495万9,000円ですが、主に6ページ目の5資産減耗費において前年度実施の旧病棟除却により対前年度比1億9,519万8,000円の減額となっております。

7ページをお願いいたします。項3特別損失であります。平成26年度からの会計制度の見直しに伴い義務化されました退職給付引当金について目2過年度損益修正損として計上するものであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。資本的収入の款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として1億1,450万円でありま

すが、主に病棟建替事業債として病棟跡地外構工事を初めとする起債について計上するものであります。

9ページをお願いいたします。資本的支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目1病棟建替事業費として3,735万円ではありますが、主に病棟跡地外構工事に係る工事請負費等を債務負担分として計上するものであります。

同じく目2固定資産購入費として7,729万2,000円ではありますが、主にCTスキャナー装置など医療機器の更新等を計上するものであります。

同じく項3企業債償還金ではありますが、先ほども申し上げたとおり前年度において病院特例債の償還を終えたことにより対前年度より減額となっております。

10ページは平成28年度予定キャッシュフロー計算書、11ページから18ページは給与費明細書ではありますが、説明を省略させていただきます。

19ページ、20ページをお願いいたします。平成28年度予定貸借対照表ではありますが、20ページの7、剰余金、(2)、利益剰余金の当年度未処分利益剰余金はマイナス21億7,337万3,000円となっております。

21ページから24ページまでの平成27年度予定損益計算書及び平成27年度予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページの注記表につきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記等を記載するものであります。

以上、議案第91号から第101号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第33 報告第8号平成27年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。早坂監査委員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第8号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす4日から9日までの6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす4日から9日までの6日間休会することに決しました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時58分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)